

建築物温暖化対策計画書制度マニュアル

CASBEE かながわ 2016 年度改訂版

～ CASBEE 建築(新築)2014年版使用 ～

神 奈 川 県

平成 28 年 10 月

本書は、平成 28 年 10 月 21 日以降の届出に適用します。(平成 28 年 10 月 20 日以前の届出の変更等の際は、原則として従前の「CASBEE かながわ 2014 年度版マニュアル」以前のものを参照してください。)

目次

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

1.1 建築物温暖化対策計画書制度について	1
1) 制度の目的	1
2) 根拠規程等	1
3) 制度の概要	1
1.2 提出対象となる行為	2
1) 特定建築物の新築等	2
2) 特定建築物以外の建築物の新築等	2
3) 増改築建築物について	2
4) 敷地内に複数棟ある場合	2
1.3 手続きの流れ	3
1) 建築物温暖化対策計画書の提出	3
2) 建築物温暖化対策計画変更届出書の提出	4
3) 建築物新築等中止届出書の提出	4
4) 建築物新築等完了届出書の提出	4
5) 届出の概要の公表	4
6) 指導・助言等	4
1.4 公表について	5

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

2.1 建築物温暖化対策計画書の作成について	6
2.2 CASBEE かながわとは	9
1) CASBEE とは	9
2) BEE に基づくラベリング	9
3) CASBEE かながわにおける重点項目	11
(1) 地球温暖化への配慮	11
(2) ヒートアイランド現象の緩和	11
(3) 関連項目	11
2.3 CASBEE かながわの評価方法	13
1) 評価に必要なもの(ツール)	13
(1) CASBEE かながわの入手方法	13
(2) CASBEE かながわの評価シート	13
2) 「CASBEE-建築(新築)」による評価方法	15
(1) 評価する建築物	15
(2) 建築物の用途分類(用途別特記事項)	16
3) 「CASBEE-建築(新築)」の評価結果の解説	20

(1) 「CASBEE-建築（新築）2014 年版」評価結果シート（例）	20
(2) 「CASBEE-建築（新築）2014 年版」スコアシート（例）	23
4) 「CASBEE かながわ重点項目シート」による評価方法及び解説	25
(1) 「CASBEE かながわ重点項目シート」の入力項目	26
(2) 「CASBEE かながわ重点項目シート」の解説	28
2.4 再生可能エネルギー等の活用の検討	31
1) 活用を検討する再生可能エネルギー等	31
2) 再生可能エネルギー等を活用するための検討方法	31
3) 検討結果	32
4) 提出について	32
3. 建築物環境性能表示及び届出について	
3.1 建築物環境性能表示の概要	33
1) 建築物環境性能表示の目的	33
2) 建築物環境性能表示の対象	33
(1) 広告への表示	33
(2) 建築物への掲示	34
3) 届出手続きの流れ	34
3.2 建築物環境性能表示（広告への表示）及び届出について	35
1) 表示内容・方法	35
(1) 表示内容について	35
(2) 標章（ラベル）の様式	37
2) 建築物環境性能表示が必要な広告媒体の要件	38
3) 環境性能表示（広告への表示）の届出	39
(1) 環境性能表示の届出	39
(2) 変更後の表示の取り扱い	39
4) 環境性能の説明事項	40
5) その他	40
3.3 建築物の環境性能を示す表示（建築物への掲示）及び届出について	40
1) 表示内容・方法	41
(1) 表示内容について	41
(2) 様式	41
2) 建築物の環境性能を示す表示（建築物への掲示）の届出	43
4. 届出様式及び注意事項	
◆届出書様式 <記入例及び記入上の注意>	44
5. 資料編	
5.1 根拠規程	55
5.2 再生可能エネルギー等活用検討の手引き	72

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

このマニュアルは、建築主の皆様へ、「建築物温暖化対策計画書制度」についてのご理解をいただき、円滑に手続きを進めていただくため、同制度に基づく計画書の作成や届出など、必要となる一連の手続きについて解説したものです。より分かりやすいものとなるよう今後も適宜内容の見直しを行ってまいります。（※ 本マニュアルは、平成 27 年 4 月 1 日以降、新規に届出を行う場合に適用します。それ以前に提出した計画書に係る変更や表示等については、従前のマニュアルを参照してください。）

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

1.1 建築物温暖化対策計画書制度について

1) 制度の目的

建築物温暖化対策計画書制度は、大規模建築物の建築主に建築物温暖化対策計画書の提出を義務付け、提出された計画書等の概要を県がホームページ等で公表することにより、建築主の地球温暖化に対する自主的な取組を促進すること、地球温暖化対策に配慮した環境性能の高い建築物が評価される市場の形成を図ること、また、再生可能エネルギー等の活用の検討を義務付けることにより、再生可能エネルギー等の普及拡大に繋げることを目的としています。

2) 根拠規程等

- ① 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）
- ② 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号）
- ③ 建築物温暖化対策指針（平成 21 年 9 月 29 日神奈川県告示第 551 号）
- ④ 建築物環境性能表示基準（平成 21 年 9 月 29 日神奈川県告示第 552 号）

以下、本マニュアルでは、①を「条例」、②を「規則」、③を「指針」と言います。

3) 制度の概要

建築物温暖化対策計画書制度の概要は、以下のとおりです。

- 建築主は、建築物の新築又は増改築にあたり環境に配慮した措置を講じるよう努めていただきます。
- 県内に一定規模以上の建物を新築又は増改築する建築主は、地球温暖化対策の措置などを記載した「建築物温暖化対策計画書」を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の 21 日前までに知事に提出しなければなりません。
- 「建築物温暖化対策計画書」の作成にあたっては、県が提供する建築環境総合性能評価システム（CASBEE かながわ）を用いた建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価と、再生可能エネルギー等を活用するための設備等の導入の検討を行っていただきます。
- 知事は提出された「建築物温暖化対策計画書」の内容について必要な指導や助言を行い、計画書の概要を県のホームページなどで公表します。
- 建築主は、計画書を提出した建築物の分譲や賃貸を目的とした広告を行うときは、建築物の環境性能を示した標章を広告中に表示しなければなりません。また、購入者や賃借する方に、建築物の環境性能についての説明をするよう努めていただきます。（建築物環境性能表示一広告への表示）

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

- 建築主は、計画書を提出した建築物の環境性能を示す標章を当該建築物に掲示することができます。(建築物環境性能を示す表示－建築物への掲示)
- 本制度は、建築主の自己評価による届出を公表するもので、県が認証等を行うものではありません。

1.2 提出対象となる行為

1) 特定建築物の新築等

延べ床面積（増築又は改築の場合は、それぞれ当該増改築に係る部分の面積）が 2,000 m²以上の建築物の新築、増築、改築

⇒ 建築物温暖化対策計画書の提出義務があります。

2) 特定建築物以外の建築物の新築等

延べ床面積（増築又は改築の場合は、それぞれ当該増改築に係る部分の面積）が 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物の新築、増築、改築

⇒ 建築物温暖化対策計画書の提出義務はありませんが、任意で提出することができます。

3) 増改築建築物について

増改築部分の面積が特定建築物の規模に該当する場合、計画書の提出が必要です。

また、特定建築物以外の建築物の規模に該当する場合、任意で計画書の提出を行うことができます。

<増築の場合>

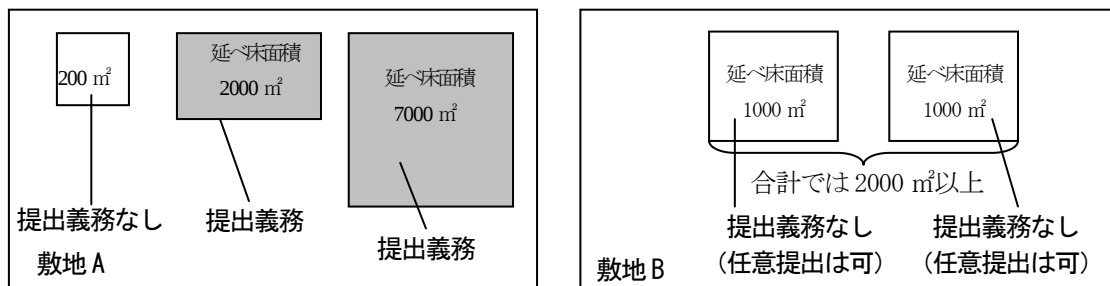


4) 敷地内に複数棟ある場合

建築物の規模が届出対象に該当するかどうかの判断は、各棟ごとに判断します。計画書は1棟毎に作成し、提出してください。

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

〈同一区域内に複数の建築物を計画する場合〉



1.3 手続きの流れ

特定建築物を新築や増改築する方(特定建築主)は、以下の書類の提出が必要です。特定建築主以外の建築主が、任意で計画書等を提出する場合も同様です。

●必要となる手続き

- ・ 建築物温暖化対策計画書(建築確認申請又は計画通知(国の機関等が建築する場合)をしようとする日の21日前まで)
- ・ 建築物温暖化対策計画変更届出書(変更の工事着手の15日前まで/工事を伴わない変更は変更の前日まで)
- ・ 建築物新築等中止届出書(新築等の中止の場合、速やかに)
- ・ 建築物新築等完了届出書(工事完了の15日後まで)

●提出部数

- ・ 建築物温暖化対策計画書: 正本・副本(各1部)
- ・ 建築物温暖化対策計画変更届出書: 正本・副本(各1部)
- ・ 建築物新築等中止届出書: (1部)
- ・ 建築物新築等完了届出書: (1部)

問い合わせ先、提出窓口:

神奈川県環境農政局 環境部 環境計画課 計画書審査グループ
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
TEL (045)210-1111 (内線)4085~4087

1) 建築物温暖化対策計画書の提出

特定建築主は、建築確認申請又は計画通知(国の機関等が建築する場合)をしようとする日の21日前までに、建築物温暖化対策計画書(規則第9号様式、特定建築物以外の建築物は規則第10号様式)に関連する書類を添付(2.1 建築物温暖化対策計画書の作成について「表 2-1 添付書類」参照)の上提出してください。

※ 建築物温暖化対策計画書の作成にあたっては、できるだけ事前にご相談の上、提出をお願いします。

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

※ 基本設計段階で、建築物温暖化対策計画書に記載する内容（地球温暖化対策の措置、再生可能エネルギー等の活用）について検討を行うことが重要です。

2) 建築物温暖化対策計画変更届出書の提出

建築物温暖化対策計画書に記載されている事項を変更する場合は、「建築物温暖化対策計画変更届出書」（規則第 11 号様式）に変更に係る書類を添付の上、提出してください。

建築物等の概要や環境性能評価の結果に関する事項に変更がある場合は、当該変更に係る工事に着手する 15 日前までに、建築物の名称や所在地、建築主の住所、氏名、設計者に関する事項に変更がある場合は、変更しようとする日の前日までに、その旨を届け出てください。建築物温暖化対策計画書の提出の際に添付した書類・図面に変更があった場合には、変更後のものを添付してください。

ただし、次の場合の変更については、変更届は不要です。

- ・ 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の変更であって「CASBEE かながわ」の評価結果（公表している「重点項目シート」「評価結果シート」「スコアシート（スコアやコメント欄等公表事項全て含みます）」の内容）に変更がない場合
- ・ 建築主が法人の場合の、法人の代表者の氏名の変更
- ・ 建築確認の際の、面積算入の仕方の違いによる面積変更
- ・ 「（仮称）」や「新築工事」を取る等、同一性を損なわない程度の建築物名称の変更
- ・ 建築物所在地表記の変更（地名地番から住居表示、住居表示から地名地番への変更、分筆合筆による代表地番、筆数の変更、新住居表示への変更 などの軽微な変更

3) 建築物新築等中止届出書の提出

建築物の新築等を取りやめた時は「建築物新築等中止届出書」（規則第 12 号様式）により、速やかにその旨を届け出てください。

4) 建築物新築等完了届出書の提出

建築物の工事が完了した場合は、建築物新築等完了届出書（規則第 13 号様式）により、検査済証の交付後 15 日後までに、検査済証の写しと竣工写真（建物内部、外観、外構の様子が分かるもの数枚程度。プリント可）を添付して届出をしてください。届出の際には、必要に応じて、導入設備のカタログ等、地球温暖化対策の取組みの実施結果が確認できる書類・図面の提出を求める場合があります。

5) 届出の概要の公表

届出の概要は、神奈川県ホームページ及び所管窓口で公表します。公表内容は、「1.4 公表について」（5 ページ）を確認してください。

6) 指導・助言等

知事は、計画書提出建築主に対して、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行います。

また、知事は、計画書提出建築主に対して、この指導及び助言を行うために必要な範囲において、資料の提出を求めることがあります。

1. 建築物温暖化対策計画書制度について

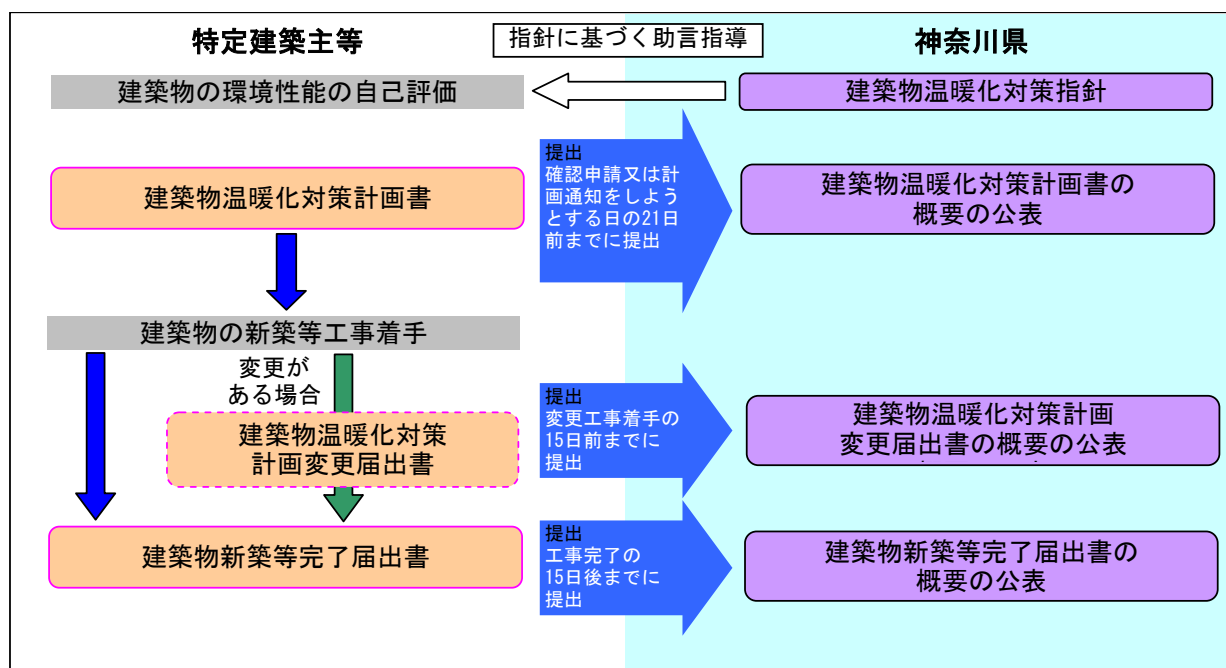


図 1－1 手続きの流れ

1.4 公表について

提出された計画書等の概要について、神奈川県のホームページ及び所管窓口にて公表します。

公表する事項は次のとおりです。（計画書の内容に変更があった場合は、変更後の内容）

- ・ 建築物の名称及び所在地
- ・ 建築主の氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
- ・ 設計者に関する事項（設計事務所の名称）
- ・ 建築物の概要
- ・ CASBEE-建築（新築）による建築物に係る総合的な環境性能評価の結果
- ・ CASBEE かながわによる建築物に係る重点項目に対する取組み度
- ・ 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果
- ・ 新築等工事の完了予定年月日（完了後は完了年月日）

〈注意〉

- ・ 本制度は、建築主の自己評価による届出を公表するもので、県が認証等を行うものではありません。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

2.1 建築物温暖化対策計画書の作成について

特定建築主は、指針に基づき、特定建築物における地球温暖化対策の措置及びその評価、再生可能エネルギー等の活用に係る検討結果等を記載した「建築物温暖化対策計画書」を作成し、知事に提出します。

特定建築主以外の建築主についても、任意で計画書を提出することができます。

「建築物温暖化対策計画書」の作成にあたっては、建築物における地球温暖化対策の措置を、県が提供する建築環境総合性能評価システム（CASBEE かながわ）により評価します。

また、再生可能エネルギーを活用するための設備等の導入を検討し、検討結果を記載します。検討の結果、設備等の導入をしないことにした場合には、その理由を明記してください。なお、検討にあたっては、本マニュアルの資料編「5.2 再生可能エネルギー等活用検討の手引き」（72 ページ）を参照してください。

※ 基本設計段階から、建築物温暖化対策計画書に記載する内容（地球温暖化対策の措置、再生可能エネルギー等の活用）について検討を行うことが重要です。

建築物温暖化対策計画書の様式と添付書類

【様式】

建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）（規則第 9 号様式）

又は

建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）（規則第 10 号様式）

【添付書類】

次ページの「表 2-1 添付書類」を参照してください。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

表 2-1 添付書類

区分	図書の種類	明示すべき事項
1	CASBEE かながわを用いて作成した以下のシート（電子データを含む。）	
	①CASBEE かながわ 重点項目シート	建築物の名称、重点項目に対する取組み度、設計上の配慮事項、主な指標
	②メインシート	建築物の名称及び所在地、建築主の氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名）、設計者の氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名）、建築物の用途、敷地面積及び延べ面積、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、評価分野における評価結果
	③評価結果シート	
	④スコアシート	配慮項目における得点、温暖化対策設計の概要
	⑤採点シート （係数シート、CO ₂ 計算シート、計画書シート、条件（標準）シートを含む）	配慮項目における得点
2	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
4	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
5	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
6	2面以上の断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ、建築物の高さ
7	省エネルギー計画書（エネルギー使用の合理化に関する法律による届出の写し、各用途）又はこれに準じた書類	
	①省エネルギーの届出書の写し	エネルギー使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 15 号）第 1 号様式
	②省エネルギーの計画書	PAL*や一次エネルギーなどがわかる部分
8	再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類	再生可能エネルギー等導入検討チェックシート又はこれに準じた書類、根拠資料（検討を行った場所を図示した図面を添付してください）
9	その他知事が必要と認める書類	建築物の環境品質の向上及び建築物による環境負荷の低減のための措置について参考となる事項（CASBEE 建築（新築）の評価の根拠）が分かる資料が必要になる場合があります（特に、評価が 3 を超える場合）。（必要に応じて、緑地部分の面積及び緑化率等の分かる緑地計画図、主要な室の床・壁・天井の仕上げ等の分かる内部仕上表、昼光率及び壁長さ比率等の分かる計算書などの書類の提出をお願いします。）※CASBEE 評価項目で、評価時に計算を伴うものの場合は、根拠資料を添付してください。（緑地計画図、昼光率及び壁長さ比率等の計算書など）

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

※1 建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

※2 届出内容を確認させていただくため、根拠となる書類等の提出を別途お願いする場合があります。

※3 区分1については、CD-R 等による電子データの提出をあわせてお願いします。

○ 建築士資格の確認について

本計画書において、設計者に関する情報をいただいているところですが（第9号様式「特定建築物の設計者に関する事項」、第10号様式「建築物の設計者に関する事項」、建築士資格の確認についてご協力をお願いします。

確認方法については次の通りです。

① 委任状へ、建築主が建築士資格を確認した旨記載

例) 「代理者〇〇〇〇の資格については、免許証明書（免許証）を確認済みのため、相違ありません。」

② ①がない場合は、環境計画課窓口において、計画書提出時に免許証明書（免許証）の原本確認

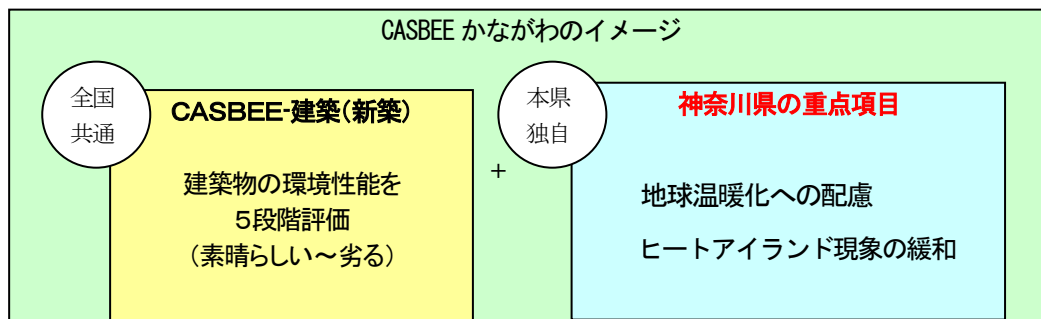
③ ①、②がない場合は、免許証明書（免許証）の画像データを環境計画課へ送付

【委任状 例】

委 任 状	
平成 年 月 日	
代理者	
住 所	
名 称	
氏 名	
私は上記の者を代理者と定め、下記の建築物に係る神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物温暖化対策計画書等の提出手続に関する一切の件を委任いたします。	
なお、代理者〇〇〇〇の資格については免許証明書（免許証）を確認済みのため、相違ありません。	
記	
建築物の所在地：	
建築物の名称：	
委任者（建築主）	
住 所	
名 称	
氏 名（代表者）	印

2.2 CASBEE かながわとは

「CASBEE かながわ」は「CASBEE-建築（新築）」による評価と、神奈川県独自の重点項目についての評価を併用した建築環境総合性能評価システムです。



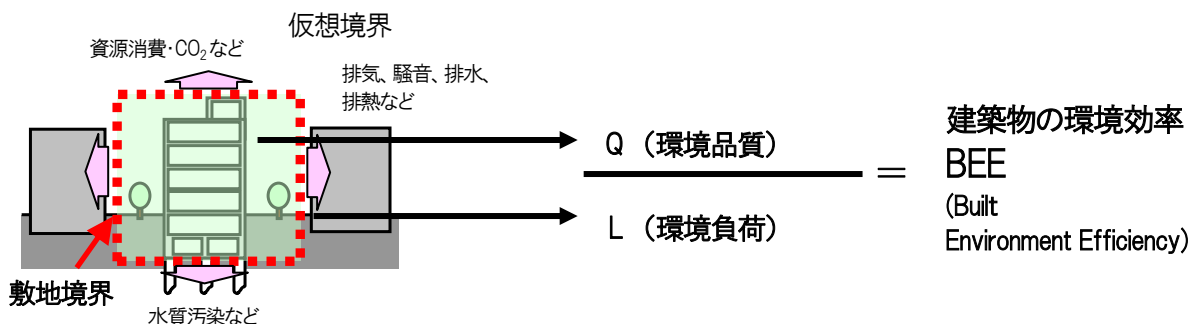
1) CASBEE とは

CASBEE は、『建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)』の略称であり、建築物の「環境品質」と「環境負荷」を同時に評価するシステムとして、平成 15 年に国土交通省の支援のもと、産官学の共同により開発された評価システムです。

建築物がどれだけ環境に配慮しているかを判断する全国共通のものさしとして、建築物を環境性能で評価して格付け(ラベルリング)するもので、評価結果は「S ランク(素晴らしい)」から、「A ランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「C ランク(劣る)」という 5 段階に格付けされます。

2) BEE に基づくラベルリング

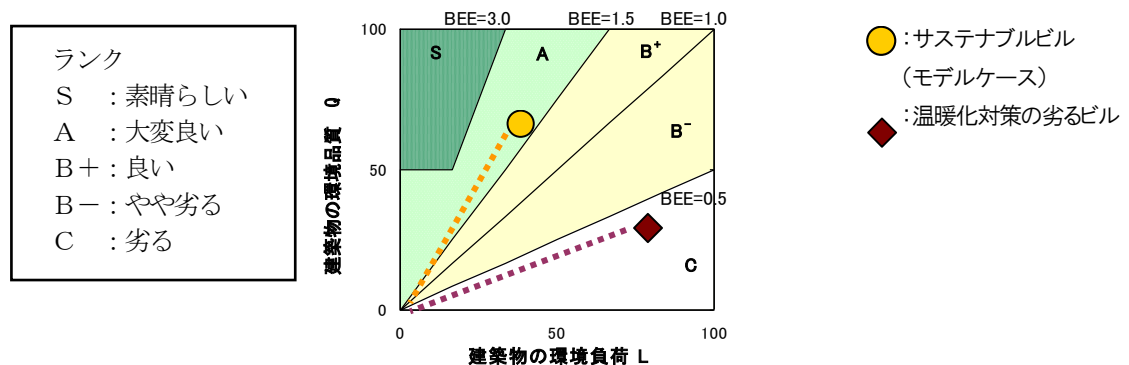
CASBEE では、建築物の総合的な環境性能を、建築物の環境品質(Q:Quality)と、建築物が外部に与える環境負荷(L:Load)の 2 つの要素に分けて評価します。すなわち、より良い環境品質の建築物をより少ない環境負荷で実現するための評価システムといえます。



CASBEE の評価結果は、Q(環境品質)を L(環境負荷)で割り算した BEE(建築物の環境効率)によって求めます。BEE は、縦軸に Q、横軸に L をとったグラフとして表示されます。原点(Q=0、L=0)および Q 値と L 値の座標点を結ぶ直線の傾斜が BEE 値を示します。Q 値が高く、L 値が低いほどこの傾斜が大きくなり、よりサステナブルな(環境に配慮した)性質を持った建築物と評価できます。

CASBEE では、この傾きに従い、C(劣る)から B-、B+、A、S(素晴らしい)の 5 ランクに分割される領域によって、建築物の総合的な環境性能評価結果を格付けします。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について



「CASBEE-建築（新築）2014年版」では、建築物における以下の環境配慮の項目を評価します。

表 2-2 CASBEE-建築（新築）2014年版 環境配慮の項目

Q 建築物の環境品質		
Q1 室内環境	Q2 サービス性能	Q3 室外環境(敷地内)
1 音環境 1.1 騒音 1.2 遮音 1.3 吸音 2 温熱環境 2.1 室温制御 2.2 湿度制御 2.3 空調方式 3 光・視環境 3.1 屋光利用 3.2 グレア対策 3.3 照度 3.4 照明制御 4 空気質環境 4.1 発生源対策 4.2 換気 4.3 運用管理	1 機能性 1.1 機能性・使いやすさ 1.2 心理性・快適性 1.3 維持管理 2 耐用性・信頼性 2.1 耐震・免震 2.2 部品・部材の耐用年数 2.3 適切な更新(評価しない) 2.4 信頼性 3 対応性・更新性 3.1 空間のゆとり 3.2 荷重のゆとり 3.3 設備の更新性	1 生物環境の保全と創出 2 まちなみ・景観への配慮 3 地域性・アメニティへの配慮 3.1 地域性への配慮、快適性の向上 3.2 敷地内温熱環境の向上
LR 建築物の環境負荷低減性		
LR1 エネルギー	LR2 資源・マテリアル	LR3 敷地外環境
1 建物の熱負荷抑制 2 自然エネルギー利用 3 設備システムの高効率化 4 効率的運用 4.1 モニタリング 4.2 運用管理体制	1 水資源保護 1.1 節水 1.2 雨水利用・雑排水等の利用 2 非再生性資源の使用量削減 2.1 材料使用量の削減 2.2 既存建築躯体等の継続使用 2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用 2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 2.5 持続可能な森林から産出された木材 2.6 部材の再利用可能性向上への取組み 3 汚染物質含有材料の使用回避 3.1 有害性物質を含まない材料の使用 3.2 フロン・ハロンの回避	1 地球温暖化への配慮 2 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 3 周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制 3.3 光害の抑制

※注意: 環境負荷(L: Load)と環境負荷低減性(LR: Load Reduction)

環境負荷(L)は小さい方が望ましいのですが、建築物の環境性能を総合的に評価する時は、環境品質(Q)の大きい方が評価が高くなるのに合わせて、その環境負荷を減らす取り組み、すなわち環境負荷低減性(LR)の大きい方が高い評価になるようにそろえています。従って BEE 値を計算するときは(L)、各項目の評価の際は(LR)と使い分けています。

具体的には「CASBEE-建築（新築）」各分野に示される環境配慮評価項目について、レベル1～5の採点基準が設けられていますので、その採点基準に従い、各項目のレベルを決めていきます。基準をレベル3（3点）とし、通常以上の配慮はレベル4（4点）、格段の配慮はレベル5（5点）です。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

決定した各評価項目の評価点に各評価項目の重み係数を乗じて、建築物の環境品質にかかる項目の合計点Qを分子に、建築物による外部への環境負荷にかかる項目の合計点Lを分母にして表される数値=環境効率(BEE)により、環境配慮の取組みを評価することとなります。

実際の評価では、「CASBEE-建築（新築）評価ソフト」及び「CASBEE かながわ重点項目シート」にそれぞれの評価点を入力することにより、自動的に結果の算出ができます。

3) CASBEE かながわにおける重点項目

CASBEE かながわでは、条例の趣旨を踏まえて、環境配慮項目のうち、特に「地球温暖化への配慮」及び「ヒートアイランド現象の緩和」に関する項目を重点項目として扱っています。

(1) 地球温暖化への配慮

地球温暖化対策を推進するためには、温暖化の主要因と考えられる二酸化炭素について、排出量の削減を進めていく必要があります。CASBEE かながわではCO₂排出量の削減効果について評価できるように、建築物のLCCO₂（ライフサイクルCO₂:建設してから解体するまでの建築物の一生で使われる資材・エネルギーをCO₂排出の量に換算し、足し合わせたもの）の削減に寄与する項目（材料使用量の削減、既存躯体などの継続利用、躯体材料におけるリサイクル材の使用、外皮性能、建物の熱負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化、効率的運用、躯体材料の耐用年数）を重点項目とします。

(2) ヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が周辺部よりも高くなる現象であり、その主な要因としては、人工排熱、土地利用（緑地の減少やコンクリート、アスファルトなどの人口地表面の増加）などが挙げられます。ヒートアイランド現象を緩和するためには、都市部の自然環境を継承しながら、緑豊かなまちづくりを進めることが求められます。

ヒートアイランド現象の緩和については、温熱環境の改善に関する項目（敷地内の温熱環境向上、温熱環境悪化の改善に関する項目）を重点項目とします。

(3) 関連項目

重点項目である地球温暖化への配慮やヒートアイランド現象の緩和に間接的に関連する項目には次のようなものがあります。

① 節水に関する配慮（「地球温暖化への配慮」の関連項目）

私たちが普段使っている水の処理や給水にも、大量のエネルギーが使われています。節水もCO₂削減には有効な手段です。

② 生態系保全に関する配慮（「ヒートアイランド現象の緩和」の関連項目）

まちの緑をネットワークでつないだり、既存の樹木などの生き物が継続して生息できる環境を残すなど、豊かな生態系が守られるよう、生物環境に配慮した計画が望まれます。

※ 地球温暖化対策の取組みを進めていただくために(基本設計段階からの取組み)

地球温暖化対策に配慮した設計を確実かつ効率的に行うためには、基本計画段階からの取組みが重要ですが、「CASBEE かながわ」のベースとなる「CASBEE-建築(新築)」は、基本設計・実施設計・竣工の3つの段階でそれぞれ評価できる仕組みとなっています。「CASBEE かながわ」の評価にあたっては、基本設計段階から以下に示すチェックを行う事が有効です。

1. 各評価項目の採点基準を確認する
2. 設計の中で特に取組む内容について、関連する評価項目を確認し目標レベルを設定する
3. 上記による簡易評価を実施し、目標とするランクを確認する

2.3 CASBEE かながわの評価方法

1) 評価に必要なもの（ツール）

評価には、「CASBEE-建築（新築）評価ソフト」及び「CASBEE かながわ重点項目シート」の2つのソフトを使用します。（いずれもマイクロソフト「エクセル」ソフトです。）

評価にあたっては、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）発行の「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」及び「建築物温暖化対策計画書制度マニュアル（本書）」を参照の上、

- ① 初めに「CASBEE-建築（新築）」で評価を行った後に、
- ② その結果の一部を「CASBEE かながわ重点項目シート」に入力（転記）してください。

(1) CASBEE かながわの入手方法

CASBEE かながわ評価ソフト（「CASBEE-建築（新築）評価ソフト」、「CASBEE かながわ重点項目シート」）、「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」、「建築物温暖化対策計画書制度マニュアル（本書）」は、以下のホームページアドレスからダウンロードできます。

環境農政局 環境計画課ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0502/>)をご覧ください。（簡単アクセス！→ 検索サイトで「CASBEEかながわ」で検索）

※ CASBEE は随時更新されていますので、評価年度において神奈川県が指定するバージョンを使用してください。平成27年4月1日以降に新規に届出を行う際は、「CASBEE-建築（新築）2014年版」を使用してください。平成27年3月31日以前に提出した計画書の変更や表示等については、提出した年度の評価ソフトである「CASBEE-新築（簡易版）2010年版」を使用します。平成23年3月31日以前に提出した計画書の変更や表示等については、提出した年度の評価ソフトである「CASBEE-新築（簡易版）2008年版」を使用します。

（評価ソフト使用上のご注意）

2014年版評価ソフトは、Windows版のExcel2010、2013で動作確認を行っています。2014年版より、ファイルのフォーマットがExcel2007以降の形式（.xlsx）に変更されました。保存する際は、Excel97-2003形式（.xls）では保存しないようにしてください（ファイルが壊れる可能性があります）。また、Mac版やExcel2003以前のバージョンでの動作を保証するものではありません。

また、2008年版評価ソフト及び2010年版評価ソフトはWindows版のExcel2003で動作確認を行っています。Excel2007-2010をご使用の場合、必ず97-2003形式で保存してください。指定の形式以外では正しく動作しないことがあります。

なお、CASBEEに関するQ&A等は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の「CASBEEのページ」（<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm>）に掲載されていますので、参考にしてください。

(2) CASBEE かながわの評価シート

CASBEE かながわの評価シートは、次ページの図2-1に示すシートで構成されています。各シートの入力内容や評価項目の採点基準などは、以下のマニュアルを参照してください。

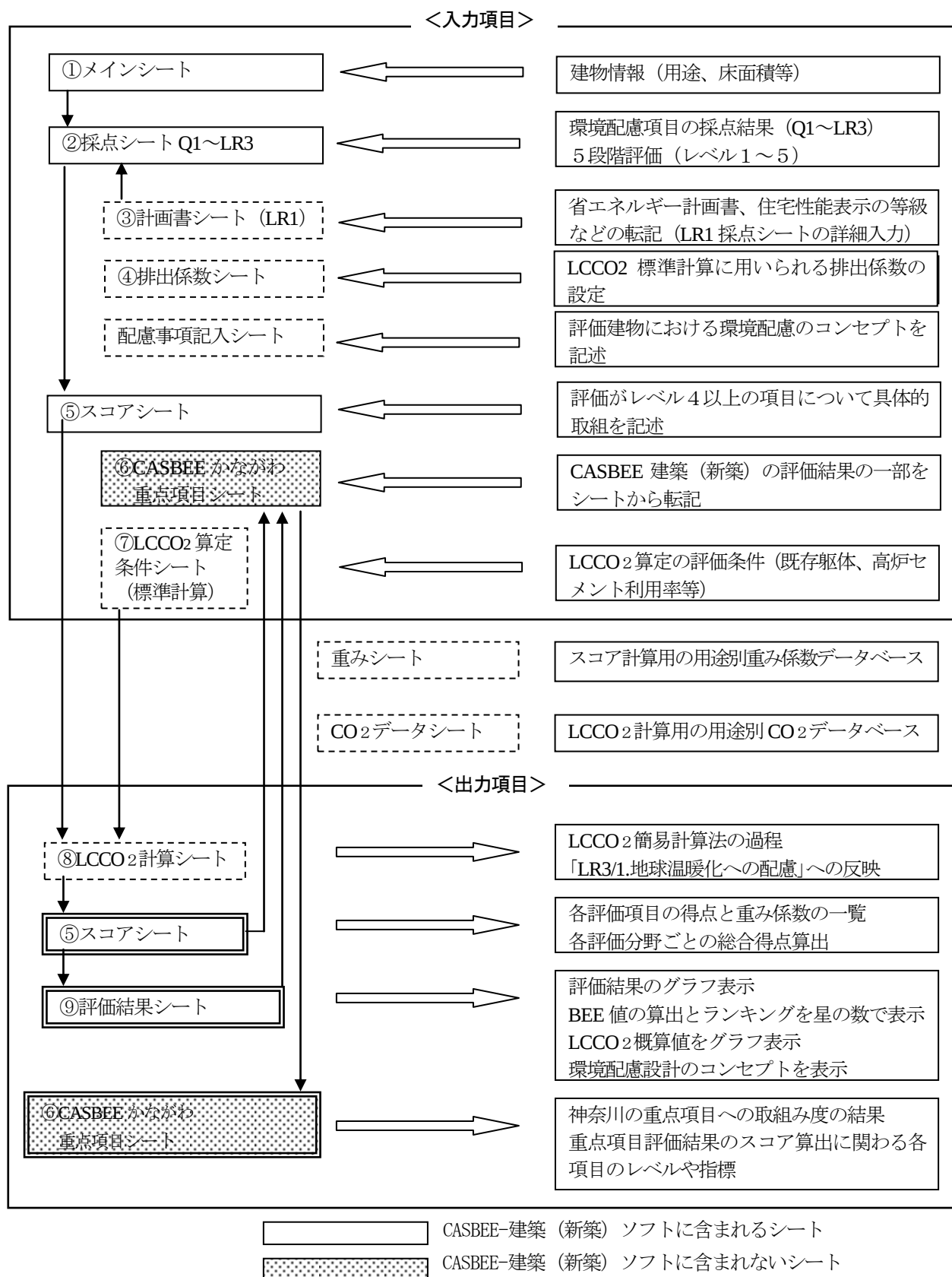
●「CASBEE-建築（新築）」に含まれるシート

⇒ CASBEE-建築（新築）評価マニュアルをダウンロードして参照してください。

●「CASBEE かながわ重点項目シート」

⇒ 2.3の「4）「CASBEE かながわ重点項目シート」による評価方法及び解説」（25ページ）を参照してください。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について



※二重枠のシートは公表されます

①～⑨は、出力したシートを建築物温暖化対策計画書に添付

図 2 - 1 CASBEE かながわ評価シートの全体構成

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

2) 「CASBEE-建築（新築）」による評価方法

評価にあたっては、まず「CASBEE-建築（新築）」で評価を行った後に、その結果の一部を「CASBEE かながわ重点項目シート」に入力（転記）してください。

「CASBEE-建築（新築）」は、CASBEE として開発された評価ツールの 1 つで、新築（増築又は改築）建築物を対象としています。「CASBEE-建築（新築）」の特徴として、2 時間程度（省エネルギー計画書作成時間を除く）で予備的な評価が可能なものとなっています。各シートに建物の概要や評価項目の評価結果レベル（1～5）、省エネルギー計画書の内容など必要事項を入力することにより、自動的に結果の算出ができます。

※ 「CASBEE-建築（新築）」による評価方法の詳細については、「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」をご覧ください。

※ 平成 25 年及び 26 年に「エネルギーの合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（改正省エネルギー基準）」が施行され、経過措置期間中は新基準と旧基準が混在しますが、評価ソフトについても、それぞれの基準に対応するものが用意されていますので、適切なものを使用してください。

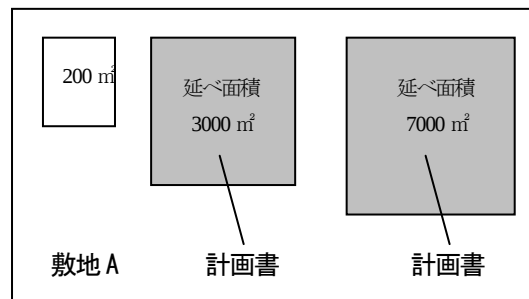
(1) 評価する建築物

① 敷地内に複数棟ある場合

計画書は棟ごとに作成します。1 棟毎に評価シートを作成してください。

ただし、「Q3 室外環境（敷地内）」「LR3 敷地外環境」の評価項目については、敷地全体での評価を行うこととし、各評価シートには同じ評価結果を記入してください。

＜同一区域内に複数の建築物を計画する場合＞



② 増築建築物の評価

● 増築の分類

対象建物が増床を伴う場合、建築基準法上では「増築」として扱われます。この増築は、概ね下記のように分類されます。

- ・ 建物の既存部分と増床部分が不可分な場合
(例えば、吹抜部分に床を増床する、屋上にペントハウスを増床するなど)
- ・ 建物の既存部分と増床部分が明確に区分して考えることができる場合
(隣接して建物を新築し、渡り廊下で繋ぐなど)

● 増築についての CASBEE 評価の考え方

- ・ 増築部分が明確に区分できない場合には、既存部分を含め建物全体を CASBEE-新築に準拠して評価します。
- ・ 増築部分が明確に区分できる場合には、増築部分を CASBEE-新築に準拠して評価します。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

- ・ 既設の建築物がある大きな敷地の中に増築等する場合などには、原則として仮想境界を設定してください。この場合の境界の設定は、評価対象建築物に直接関係する敷地範囲となります。

(2) 建築物の用途分類（用途別特記事項）

次の表を参考に、CASBEE の用途区分に応じて、評価を行ってください。

表 2-3 建物用途と区分

用途区分	用途名	含まれる用途
非住宅系用途	事 務 所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
	学 校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
	物 販 店	百貨店、マーケットなど
	飲 食 店	飲食店、食堂、喫茶店など
	集 会 所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
	工 場	工場(生産エリアは除く)、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など
住宅系用途	病 院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホ テ ル	ホテル、旅館など
	集合住宅	集合住宅(戸建住宅は対象外)

※ 用途区分の判断が難しい場合はご相談ください。

① 複合用途建築物の評価

- 対象建築物が複合用途の場合は、各用途のレベル(得点)をそれぞれの面積割合により加重平均した結果を入力します。加重平均の結果は四捨五入した整数で評価ソフトに入力（プルダウンから選択）します。より詳細な評価を行う場合には、加重平均した小数値を含む値を採点欄に直接数値入力することもできます。

$$\text{複合用途の得点} = \sum (\text{用途毎の得点} \times \text{床面積比率})$$

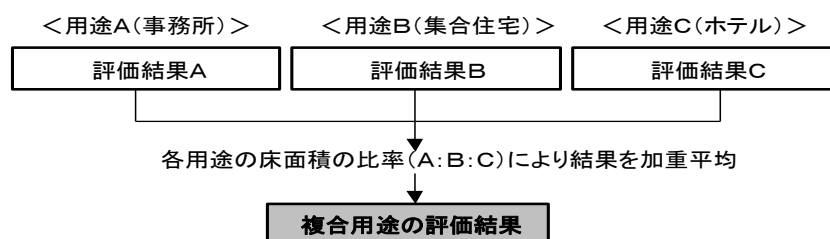


図 2-2 複合用途建築物の評価方法（3つの用途が複合している場合）

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

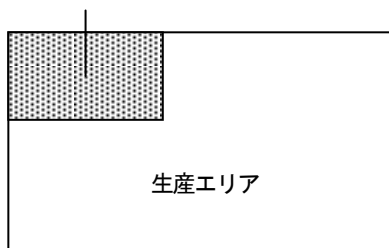
② 「病院」、「ホテル」、「集合住宅」の評価

「病院」、「ホテル」、「集合住宅」等住宅系用途を含む建築物では、表 2-2 の Q1 及び Q2 の環境配慮項目の評価にあたっては、共用部分(病院の外来待合、ホテルのロビー、集合住宅のエントランス等)と、専用部分(病院の病室、ホテルの宿泊室、集合住宅の住戸)の両者を評価します。それぞれの評価基準(共用部分は<建物全体・共用部分>、専用部分は<住居・宿泊部分>)に基づいて評価することになります。(建物一体としての評価は、「CASBEE-建築(新築)評価ソフト」で各部分の床面積の比率に従って加重平均され、自動的に算出されます。)

③ 「工場」の評価

「工場」用途の建築物では、表 2-2 (11 ページ) の Q1 (室内環境) 及び Q2/1 (機能性) の環境配慮項目の評価にあたっては、生産エリアを除外し、居室部分(執務スペース)を評価の対象としてください。

居室部分(事務室・休憩室など)



Q1 の評価は生産エリアを除外し、
居室部分を評価の対象とする

※ 建築物の個別条件によって評価項目の採点基準がそのまま適用できないような場合、一部の項目で「対象外」とすることができます(「CASBEE-建築(新築)マニュアル」の解説による)。その場合、特に示されない限り、対象外とした項目の重みが自動的に「0」で計上され、それ以外の項目に比例配分されます。

④ 「駐車場」部分の評価

● 駐車場のみにより構成されている独立建物进行评估する場合

【評価方法】

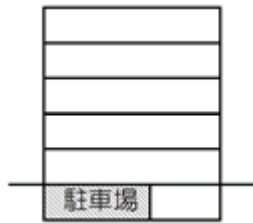
- ・ 「工場」の評価基準を準用して評価します。
- ・ ただし、駐車場そのものは、「工場」の生産施設に相当するため、居室部分を対象とした Q1 (室内環境)、Q2 の 1. (機能性) は原則として評価対象外とします。(建物内に管理事務所や待合室などがあっても、全体の延床面積に比べ非常に小さい場合が多いため、この部分を対象に Q1 などを評価して、建物全体の Q1 の評価とすることに無理があるため。)
- ・ 機械式駐車場は CASBEE の評価対象外とします。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

● 他の主用途に駐車場が付随する場合

(ex. 事務所ビルに付置義務程度の駐車場がある場合など)

(例)



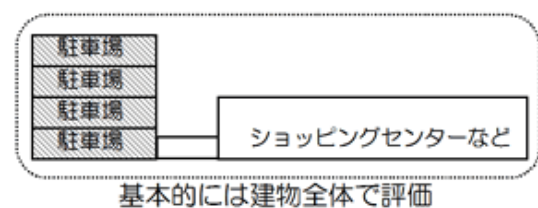
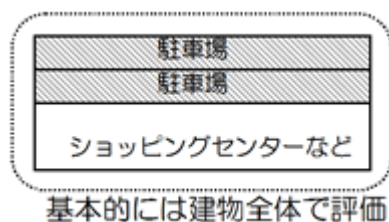
【評価方法】

- ・ 「付置義務駐車場」程度の規模の駐車場は、原則として、その部分の性能を建物の評価には含めません。
- ・ 但し、駐車場部分で積極的な環境への取り組みを行っている場合は、評価に含めることができます。

● 駐車場用途の部分の床面積が、主用途に相当、または、それ以上の場合

(ex. ショッピングセンターの駐車場など)

(例)



階層タイプ

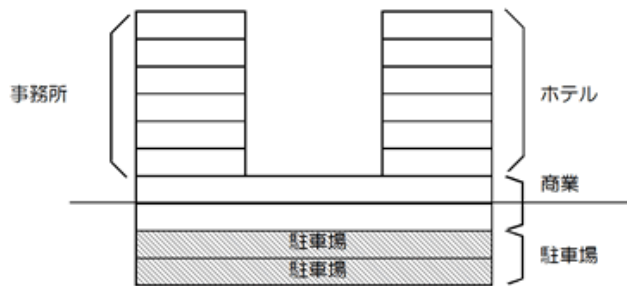
別棟タイプ

【評価方法】

- ・ 居室部分を評価対象とする Q1（室内環境）と Q2 の 1.（機能性）については、主用途（上図の場合にはショッピングセンター）の居室部分についてのみ評価します。（駐車場部分の Q1、Q2 の 1. は評価しない）
- ・ 非居室部分も評価できる Q2 の 2.（耐用性・信頼性）、及び 3.（対応性・更新性）については、建物全体（上図の場合には駐車場とショッピングセンターを合わせた建物全体）の性能を評価します。
- ・ Q3（室外環境）、LR1（エネルギー）、LR2（資源・マテリアル）、LR3（敷地外環境）についても同様に、建物全体の性能を評価します。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

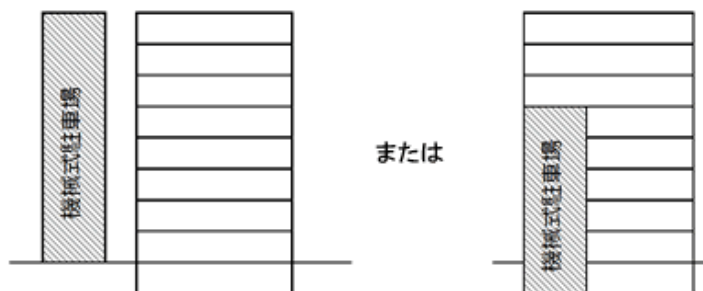
- 複合用途の建物の中に、大規模な駐車場がある場合
(例)



【評価方法】

- ・ 居室部分を評価対象とする Q1 (室内環境)、Q2 の 1 (機能性)、については、駐車場を除く各用途で評価を行い、それぞれの評価結果を各用途の延べ床面積で加重平均し、建物全体の評価結果とします。
- ・ 非居室部分も評価できる Q2 の 2. (耐用性・信頼性)、及び 3. (対応性・更新性) については、建物全体の性能を評価します。
- ・ Q3 (室外環境)、LR1 (エネルギー)、LR2 (資源・マテリアル)、LR3 (敷地外環境) についても、同様に建物全体の性能を評価します。

- 機械式駐車場が別置、または内蔵されている場合
(例)



【評価方法】

- ・ 機械式駐車場は、CASBEE の評価対象から除外します。(対象部分の延床面積も算入しない。)

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

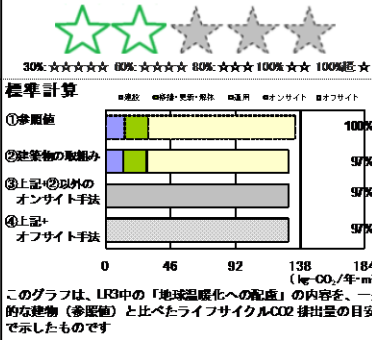
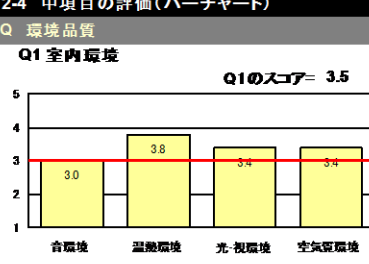
3) 「CASBEE-建築（新築）」の評価結果の解説

(1) 「CASBEE-建築（新築）2014年版」評価結果シート（例）

CASBEE®-建築(新築)

■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2014年版

■使用評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2014(v.1.22)

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F
建設地	〇〇県〇〇市	構造	RC造
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人
気候区分		年間使用時間	XXX 時間/年
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価
竣工年	2016年12月 0.0	評価の実施日	2014年7月8日
敷地面積	XXX m ²	作成者	〇〇〇
建築面積	XXX m ²	確認日	2014年7月10日
延床面積	15,000 m ²	確認者	〇〇〇
2-1 建築物の環境効率(BEEランク&チャート)		2-2 ライフサイクルCO ₂ (温暖化影響チャート)	
BEE = 1.3 S: ★★★★★ A: ★★★★★ B+: ★★★★★ B: ★★ C: ★ 		★☆☆☆☆ 30% ★☆☆☆☆ 60% ★☆☆☆☆ 80% ★☆☆☆☆ 100% ★☆☆☆☆ 100% 既★ 標準計算 ①参照値 ②建築物の取組み ③上記②以外のオンサイト手法 ④上記③オフサイト手法  このグラフは、LR3中の「地球温暖化への配慮」の内容を、一般的な建物（参照値）と比べたライフサイクルCO ₂ 排出量の目安で示したものです	
2-3 大項目の評価(レーダーチャート)		2-4 中項目の評価(バーチャート)	
		Q のスコア = 3.3 Q1 室内環境 Q1のスコア = 3.5 Q2 サービス性能 Q2のスコア = 3.1 Q3 室外環境（敷地内） Q3のスコア = 3.3 LR1 エネルギー LR1のスコア = 3.4 LR2 資源・マテリアル LR2のスコア = 3.0 LR3 敷地外環境 LR3のスコア = 3.2	
3 設計上の配慮事項		その他	
総合 注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。		注) 上記の6つのカテゴリ以外に、建設工事における廃棄物削減・リサイクル、歴史的建築物の保存など、建物自体の環境性能としてCASBEEで評価し難い環境配慮の取組みがあれば、ここに記載してください。	
Q1 室内環境 注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	Q2 サービス性能 注) 「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	Q3 室外環境（敷地内） 注) 「Q3 室外環境（敷地内）」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	
LR1 エネルギー 注) 「LR1 エネルギー」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	LR2 資源・マテリアル 注) 「LR2 資源・マテリアル」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	LR3 敷地外環境 注) 「LR3 敷地外環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	

※「CASBEE-建築（新築）評価結果シート」の解説

「1-1 建物概要」

建築物の名称及び建設地、建築物の用途、敷地面積及び延べ面積、建築物の竣工年月等を示します。

「2-1 建築物の環境効率(BEE ランキング&チャート)」

Q(建築物の環境品質)とL(建築物の環境負荷)の評価結果から算出される「建築物の環境効率: BEE」を表示しています。QとLの値は、それぞれQ分野の総合得点(スコア)Q、及びLR分野の総合得点(スコア)LRから導かれます。縦軸にQ、横軸にLをとったBEEのグラフ上で、BEEの傾きに従ってCからSの5ランクで建築物の総合的な環境性能評価結果をランキングします。

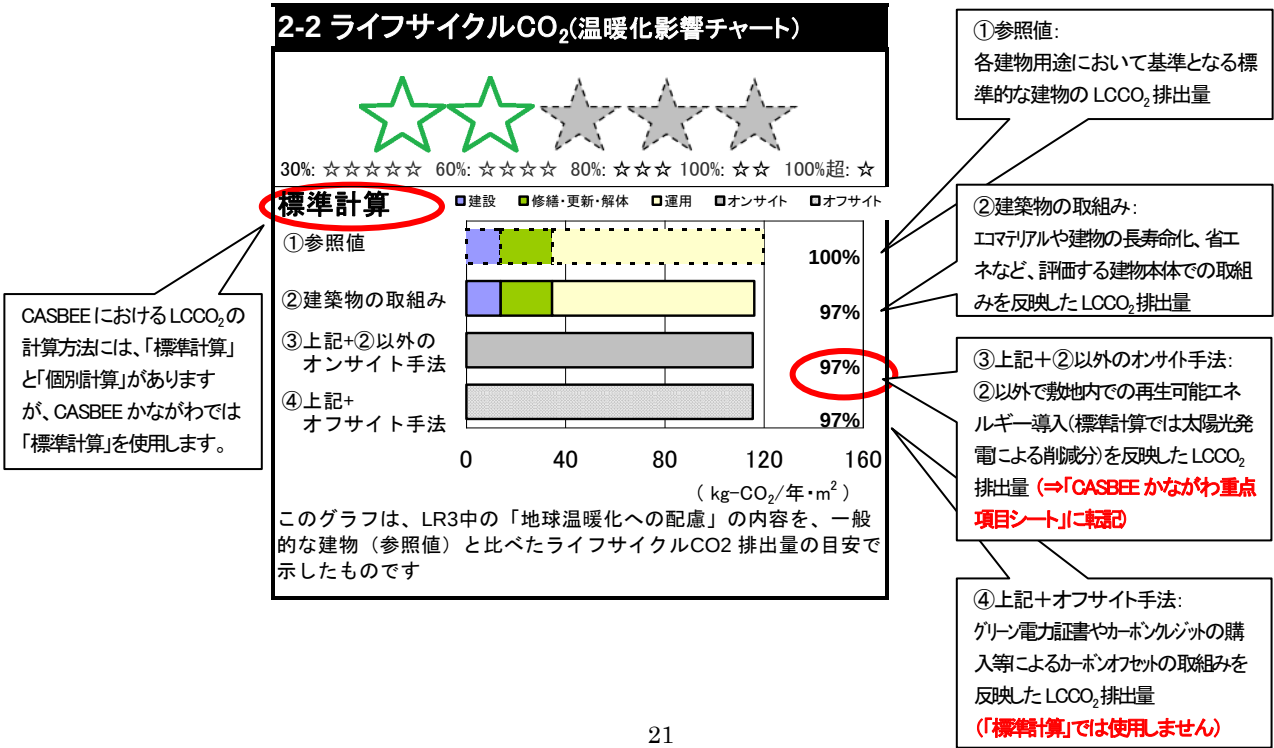
グラフの上にはBEEの結果を星の数で示しています。

$$BEE = \frac{Q : \text{建築物の環境品質}}{L : \text{建築物の環境負荷}} = \frac{25 \times (Q \text{のスコア} - 1)}{25 \times (5 - LR \text{のスコア})}$$

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤 ★★★★★
A	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤 ★★★★
B+	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤 ★★★
B-	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤 ★★
C	劣る	BEE=0.5 未満	赤 ★

「2-2 ライフサイクルCO₂(温暖化影響チャート)」

一般的な建物のライフサイクルCO₂である参照値①と、参照値に対する評価対象建築物のライフサイクルCO₂②～④が棒グラフで表示されます。評価対象建築物がどれだけCO₂排出量を削減しているか比較できます。(計算の詳細は、29ページの「表2-4 地球温暖化への配慮の評価方法」参照)



2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

LCCO ₂ 排出率（参照値に対する排出の割合）	ランク表示
30%以下	緑 ☆☆☆☆☆
30%超 ～ 60%以下	緑 ☆☆☆☆
60%超 ～ 80%以下	緑 ☆☆☆
80%超 ～ 100%以下	緑 ☆☆
100%超	緑 ☆

※ LCCO₂の標準計算と個別計算について

CASBEE-建築（新築）2014 年版では、建物の LCCO₂ 排出量の計算について、「標準計算」のほか、評価者自身が独自にデータ収集と計算を行う「個別計算」を選択することができ、後者においては「オフサイト手法」として、建物敷地外のカーボンオフセットへの取組み（グリーン電力証書やカーボンクレジットの購入、電気事業者の調整後排出係数の利用など）を評価に加えることが可能です。

しかしながら、①本来エリアを県域に限定しない「オフサイト手法」について県では複数建物への重複や償却を確認できないこと、②「個別計算」の結果は「LR3/1 地球温暖化への配慮」のスコアや「総合評価」には反映されない（影響を与えない）ことから、CASBEE かながわにおいては「標準計算」に限定するものとします。

「2-3 大項目の評価（レーダーチャート）」

Q1 から LR3 まで 6 分野毎の得点がレーダーチャートに一括して示され、評価対象建築物における環境配慮の特徴が一目でわかるようになっています。

「2-4 中項目の評価（バーチャート）」

Q と L は、それぞれ 3 つの評価分野に分かれています。

Q（建築物の環境品質）については、上欄に、「Q1 室内環境」、「Q2 サービス性能」、「Q3 室外環境（敷地内）」の 3 つの分野ごとの評価結果が棒グラフで表示されます。また、LR（建築物の環境負荷低減性）については、下欄に、「LR1 エネルギー」、「LR2 資源・マテリアル」、「LR3 敷地外環境」の評価結果が同様に表示されます。レベル 3（赤い線）が一般的な取組みレベルを示し、それ以上がレベル 4、レベル 5、それ以下はレベル 2、レベル 1 となります。

「3 設計上の配慮事項」

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を表示します。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

(2) 「CASBEE-建築（新築）2014年版」スコアシート（例）

CASBEE-建築(新築)2014年版 Qモデル		■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2014年版 ■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2014(v.1.22)			
スコアシート		実施設計段階			
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	建物全体・共用部分		住居・宿泊部分	
		評価点	重み係数	評価点	重み係数
Q 建築物の環境品質					3.3
Q1 室内環境			0.40	-	3.5
1 音環境		3.0	0.15	-	3.0
1.1 騒音		3.0	0.40	-	
1.2 遮音		3.0	0.40	-	
1.2.1 開口部遮音性能		3.0	0.60	3.0	-
1.2.2 界壁遮音性能		3.0	0.40	3.0	-
1.2.3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		3.0	-	3.0	-
1.2.4 界床遮音性能(重量衝撃源)		3.0	-	3.0	-
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0	-
2 温熱環境		3.8	0.35	-	3.8
2.1 室温制御		3.5	0.50	-	
2.1.1 室温		3.0	0.38	3.0	-
2.1.2 外皮性能	ダブルスキン	5.0	0.25	3.0	-
2.1.3 ゾーン別制御性		3.0	0.38	-	-
2.2 湿度制御		3.0	0.20	3.0	-
2.3 空調方式	床吹き出し空調の採用	5.0	0.30	3.0	-
3 光・視環境		3.4	0.25	-	3.4
3.1 昼光利用		4.6	0.30	-	
3.1.1 昼光率	昼光率2.5%	5.0	0.60	3.0	-
3.1.2 方位別開口		-	-	3.0	-
3.1.3 昼光利用設備	ライトシェルフ	4.0	0.40	3.0	-
3.2 グレア対策		3.0	0.30	-	-
3.2.1 昼光制御		3.0	1.00	3.0	-
3.3 照度		3.0	0.15	3.0	-
3.4 照明制御		3.0	0.25	3.0	-
4 空気質環境		3.4	0.25	-	3.4
4.1 発生源対策		3.0	0.50	-	
4.1.1 化学汚染物質		3.0	1.00	3.0	-
4.1.2 アスベスト対策		-	-	-	-
4.2 換気		3.0	0.30	-	
4.2.1 換気量		3.0	0.33	3.0	-
4.2.2 自然換気性能		3.0	0.33	3.0	-
4.2.3 取り入れ外気への配慮		3.0	0.33	3.0	-
4.3 運用管理		5.0	0.20	-	-
4.3.1 CO ₂ の監視	CO ₂ 監視装置	5.0	0.50	-	-
4.3.2 喫煙の制御	全館禁煙	5.0	0.50	-	-
Q2 サービス性能		-	0.30	-	3.1
1 機能性		3.2	0.40	-	3.2
1.1 機能性・使いやすさ		3.6	0.40	-	
1.1.1 広さ・収納性		3.0	0.33	3.0	-
1.1.2 高度情報通信設備対応	コンセント40VA/m ² 以上	4.0	0.33	3.0	-
1.1.3 バリアフリー計画	誘導基準	4.0	0.33	-	-
1.2 心理性・快適性		3.0	0.30	-	
1.2.1 広さ感・景観		3.0	0.33	3.0	-
1.2.2 リフレッシュスペース		3.0	0.33	-	-
1.2.3 内装計画		3.0	0.33	-	-
1.3 維持管理		3.0	0.30	-	
1.3.1 維持管理に配慮した設計		3.0	0.50	-	-
1.3.2 維持管理用機能の確保		3.0	0.50	-	-
1.3.3 衛生管理業務		-	-	-	-
2 耐用性・信頼性		3.1	0.30	-	3.1
2.1 耐震・免震		3.2	0.50	-	
2.1.1 耐震性		3.0	0.80	-	-
2.1.2 免震・制振性能	制振装置の導入	4.0	0.20	-	-
2.2 部品・部材の耐用年数		3.0	0.30	-	
2.2.1 躯体材料の耐用年数		3.0	0.20	-	-
2.2.2 外壁仕上げ材の補修必要間隔		3.0	0.20	-	-
2.2.3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔		3.0	0.10	-	-
2.2.4 空調換気ダクトの更新必要間隔		3.0	0.10	-	-
2.2.5 空調・給排水配管の更新必要間隔		3.0	0.20	-	-
2.2.6 主要設備機器の更新必要間隔		3.0	0.20	-	-

レベル3を超える項目について概要を記入すること

①～⑭の評価結果はCASBEE かながわ重点項目シートに転記します

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

2.4 信頼性	1	空調・換気設備		3.0	0.20	-	-	
	2	給排水・衛生設備		3.0	0.20	-	-	
	3	電気設備		3.0	0.20	-	-	
	4	機械・配管支持方法		3.0	0.20	-	-	
	5	通信・情報設備		3.0	0.20	-	-	
				3.0	0.20	-	-	
3 対応性・更新性				3.0	0.30	-	-	3.0
3.1 空間のゆとり	1	階高のゆとり		3.0	0.30	-	-	
	2	空間の形状・自由さ		3.0	0.40	3.0	-	
3.2 荷重のゆとり				3.0	0.30	3.0	-	
3.3 設備の更新性				3.0	0.40	-	-	
	1	空調配管の更新性		3.0	0.20	-	-	
	2	給排水管の更新性		3.0	0.20	-	-	
	3	電気配線の更新性		3.0	0.10	-	-	
	4	通信配線の更新性		3.0	0.10	-	-	
	5	設備機器の更新性		3.0	0.20	-	-	
	6	バックアップスペースの確保		3.0	0.20	-	-	
Q3 室外環境(敷地内)				-	0.30	-	-	3.3
1 生物環境の保全と創出			ビオトープ	⑭	4.0	0.30	-	4.0
2 まちなみ・景観への配慮				3.0	0.40	-	-	3.0
3 地域性・アメニティへの配慮				3.0	0.30	-	-	3.0
3.1 地域性への配慮、快適性の向上				⑪	3.0	0.50	-	
	3.2 敷地内温熱環境の向上				3.0	0.50	-	
LR 建築物の環境負荷低減性				-	-	-	-	3.2
LR1 エネルギー				-	0.40	-	-	3.4
1 建物外皮の熱負荷抑制			BPI=0.935	⑥	3.5	0.20	-	3.5
2 自然エネルギー利用			ライトシェルフ	⑦	4.0	0.10	-	4.0
3 設備システムの高効率化			BEI 非住宅 — 住宅(専有部) —	⑧	3.3	0.50	-	3.3
	集合住宅以外の評価(3a.3b)		BEI=0.96		3.3	1.00	-	
	集合住宅の評価(3c)				-	-	-	
4 効率的運用				⑨	3.5	0.20	-	3.5
	集合住宅以外の評価				3.5	1.00	-	
	4.1 モニタリング				3.0	0.50	-	
	4.2 運用管理体制		BEMSの採用		4.0	0.50	-	
	集合住宅の評価				-	-	-	
	4.1 モニタリング				3.0	-	-	
	4.2 運用管理体制				3.0	-	-	
LR2 資源・マテリアル				-	0.30	-	-	3.0
1 水資源保護				3.0	0.20	-	-	3.0
1.1 節水				⑬	3.0	0.40	-	
	1.2 雨水利用・雑排水等の利用				3.0	0.60	-	
	1 雨水利用システム導入の有無				3.0	0.70	-	
	2 雑排水等利用システム導入の有無				3.0	0.30	-	
					3.0	0.60	-	3.0
					3.0	0.10	-	
2 非再生性資源の使用量削減				②	3.0	0.10	-	
2.1 材料使用量の削減				③	3.0	0.20	-	
	2.2 既存建築躯体等の継続使用			④	3.0	0.20	-	
	2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	-			3.0	0.20	-	
	2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	-			3.0	0.20	-	
	2.5 持続可能な森林から産出された木材				3.0	0.10	-	
	2.6 部材の再利用可能性向上への取組み				3.0	0.20	-	
3 汚染物質含有材料の使用回避				3.2	0.20	-	-	3.2
3.1 有害物質を含まない材料の使用				3.0	0.30	-	-	
3.2 フロン・ハロンの回避				3.3	0.70	-	-	
1 消火剤		不活性ガス消火剤を使用			4.0	0.33	-	
	2 発泡剤(断熱材等)				3.0	0.33	-	
	3 冷媒				3.0	0.33	-	
LR3 敷地外環境				-	0.30	-	-	3.2
1 地球温暖化への配慮			LCCO2低減率3%	①	3.1	0.33	-	3.1
2 地域環境への配慮				3.5	0.33	-	-	3.5
2.1 大気汚染防止					3.0	0.25	-	
	2.2 温熱環境悪化の改善	敷地内緑化		⑫	4.0	0.50	-	
	2.3 地域インフラへの負荷抑制				3.0	0.25	-	
	1 雨水排水負荷低減				3.0	0.25	-	
	2 汚水処理負荷抑制				3.0	0.25	-	
	3 交通負荷抑制				3.0	0.25	-	
4 廃棄物処理負荷抑制					3.0	0.25	-	
					3.0	0.33	-	
					3.0	0.33	-	
					3.0	0.33	-	
					3.0	0.40	-	
					3.0	0.70	-	
3 周辺環境への配慮				3.0	0.33	-	-	3.0
3.1 騒音・振動・悪臭の防止				3.0	0.40	-	-	
1 騒音					3.0	0.33	-	
	2 振動				3.0	0.33	-	
	3 悪臭				3.0	0.33	-	
3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制				3.0	0.40	-	-	
1 風害の抑制					3.0	0.70	-	
	2 砂塵の抑制				3.0	-	-	
	3 日照障害の抑制				3.0	0.30	-	
3.3 光害の抑制				3.0	0.20	-	-	
1 屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策					3.0	0.70	-	
	2 屋外の建物外壁による反射光(グレア)への対策				3.0	0.30	-	

※ レベル3を上回る評価をした項目は、評価者が環境配慮設計の概要を記入します。「住居・宿泊部分」のある建物については、「建物全体・共用部分」と「住居・宿泊部分」のいずれかでレベル3を上回る場合は、セルが入力用に青く反転しなくても記入するようにしてください。

※ 番号のある赤枠のセルは、神奈川県重点項目です。CASBEE かながわ重点項目シートに評価点を転記してください。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

4) 「CASBEE かながわ重点項目シート」による評価方法及び解説

● CASBEE かながわ重点項目シート(例)

ア

イ

重点評価

■使用評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2014(v.3.01)

建物名称

OOビル

BEE(建築物の環境効率)

1.5

ウ

BEEランク

A

★★★★★

重点項目への取組み度

地球温暖化への配慮
(ライフサイクルCO₂)

地球温暖化の主因である二酸化炭素の排出削減対策に関する項目
LCCO₂(ライフサイクルCO₂):
建設してから解体するまでの建築物の一生(ライフサイクル)で使われる資材・エネルギーをCO₂排出

LCCO₂排出率

エ

80%

100%超

80%超

60%超

30%超

30%以下

×1

×2

×3

×4

×5

ヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象(=都市部の気温が周辺部よりも高くなる現象)を緩和する対策に関する項目

スコア

3.0

★★★★★

3 設計上の配慮事項とCASBEEのスコア (5点満点 平均スコア=3点)

地球温暖化への配慮

レベル

評価のポイント

LR3/1

地球温暖化への配慮

オ

①

3.2

標準計算によるLCCO₂(ライフサイクルCO₂)排出率を評価

建設

LR2/2.1

材料使用量の削減

②

3

構造躯体用部材の生産・加工段階における廃棄物削減の取組みを評価

LR2/2.2

既存建築躯体等の継続使用

③

3

既存の建築躯体の継続利用有無および範囲による評価

LR2/2.3

躯体材料におけるリサイクル材の使用

④

3

躯体材料へのリサイクル材利用を評価

運用

Q1/2.1.2

外皮性能

⑤

3

窓まわり、外壁、屋根や床(特にビロティ)における室内への熱の侵入に対しての配慮の程度および庇やブラインド等の設置による日射遮蔽の程度を評価

LR1/1

建物の熱負荷抑制

⑥

4

室内における「夏の暑さ」と「冬の寒さ」を防ぐための建物の基本性能として、断熱・気密機能を評価

LR1/2

自然エネルギー利用

⑦

3

自然エネルギーの直接利用(採光利用、通風利用、地熱利用など)、変換利用(太陽光、太陽熱など)の導入の有無、導入の割合を評価

LR1/3

設備システムの高効率化

⑧

3

空調・換気・照明・給湯・昇降機によるエネルギー消費量の削減対策を評価

LR1/4

効率的運用

⑨

3

エネルギーの管理と制御によるエネルギー消費量の削減対策を評価

修繕更新解体

Q2/2.2.1

躯体材料の耐用年数

⑩

3

構造躯体などに使用する材料の交換等大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸張させるための対策の程度を評価

ヒートアイランド現象の緩和

レベル

評価のポイント

Q3/3.2

敷地内温熱環境の向上

⑪

3

熱的な悪影響を低減する対策(敷地内へ風を導く、緑地や水面を確保する、建築設備による排気や排熱の位置等に配慮するなどにより暑熱環境を緩和する対策)を評価

LR3/2.2

温熱環境悪化の改善

⑫

3

温熱環境の事前調査、敷地外への熱的な影響を低減する対策、温熱環境悪化改善の効果の確認に関する取組み度合いを評価

関連項目

レベル

評価のポイント

LR2/1.1

節水

⑬

3

節水への取組み度合いを評価

Q3/1

生物環境の保全と創出

⑭

4

生物環境の保全と創出に関する配慮(立地特性の把握と計画方針の設定、生物資源の保全、緑の量・質の確保、生物環境の管理と利用など)を評価

主な指標および効果

再生可能エネルギーの導入状況

LCCO₂の削減率 (= 1-「LCCO₂排出率」)

20

%

種類

有無

種類

有無

設計上の配慮事項(自由記述)

太陽光

〇

バイオマス

-

(記載例)
・中央ボイドや2層吹き抜けを採用し、自然換気、自然採光を図っている。
・高断熱建材を用いた建物の断熱化を図っている。
・蓄熱式ヒートポンプシステムを採用し、空調や給湯用に利用している。
・詳細なエネルギー管理が可能なBEMS構築を行っている。
・節水器具、雨水・雑排水の再利用システムを採用し、水資源の保護を図っている。
・電気自動車用充電設備を設置している。

定格出力

(150kW)

150.2

温度差熱

〇

太陽熱

-

水力

〇

風力

〇

地熱

-

入力欄

CASBEE-建築(新築)の採点結果から転記してください。

25

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

(1) 「CASBEE かながわ重点項目シート」の入力項目

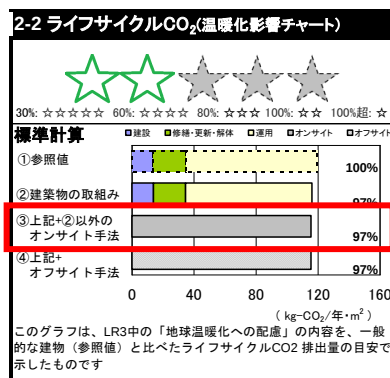
入力項目は以下のとおりです。「CASBEE-建築（新築）」の評価結果を参照しながら、入力（転記）してください。

ア 評価年月日

イ 使用評価ソフト名及びそのバージョン

ウ 建物の名称、BEE 値を「CASBEE-建築（新築）」の評価結果シートから転記（入力）

エ LCCO₂（ライフサイクルCO₂）排出率を「評価結果シート」のライフサイクルCO₂（温暖化影響チャート）から転記（入力）



⇒ 「③上記+②以外のオンサイト手法」の LCCO₂ 排出率を使用

（②以外の手法がない場合は、②と同じ排出率が表示されています）

オ 配慮事項別の CASBEE のスコアを、スコアシートから転記（入力）

- ・ 地球温暖化への配慮
 - ① LR3/1, ② LR2/2.1, ③ LR2/2.2, ④ LR2/2.3
 - ⑤ Q1/2.1.2, ⑥ LR1/1, ⑦ LR1/2, ⑧ LR1/3, ⑨ LR1/4
 - ⑩ Q2/2.2.1
- ・ ヒートアイランド現象の緩和
 - ⑪ Q3/3.2, ⑫ LR3/2.2
- ・ 関連項目
 - ⑬ LR2/1.1, ⑭ Q3/1

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

カ 再生可能エネルギーの導入状況を、プルダウンリストから選択（導入予定の場合は「○」、導入予定がない場合は「－」）

太陽光発電設備を導入予定の場合は、定格出力も入力する。

キ <自由記述>欄には、重点項目について、設計上の工夫など、配慮事項の概要を記載

(2) 「CASBEE かながわ重点項目シート」の解説

「1 総合評価の結果」

建築物の名称、CASBEE-建築（新築）での評価結果のうちBEE 値（建築物の環境効率）を5点満点（小数点以下1位まで）、BEE 値のランク（C～Sの5ランク）及び対応する星の数を示します。

「2 重点項目への取組み度」

CASBEE かながわの重点項目である「地球温暖化への配慮」および「ヒートアイランド現象の緩和」への取組み度の結果を示します。各項目への取組み度が5段階の若葉マークで表示されます。

重点項目	評価結果の区分	表示方法
地球温暖化への配慮 (LCCO_2 排出率)	$100\% < \text{LCCO}_2$	
	$80\% < \text{LCCO}_2 \leq 100\%$	
	$60\% < \text{LCCO}_2 \leq 80\%$	
	$30\% < \text{LCCO}_2 \leq 60\%$	
	$\text{LCCO}_2 \leq 30\%$	
ヒートアイランド現象の 緩和 (スコア値)	1.5 未満	
	1.5 以上 2.5 未満	
	2.5 以上 3.5 未満	
	3.5 以上 4.5 未満	
	4.5 以上	

※ 重点項目「地球温暖化への配慮」の若葉マークの数は、「評価結果シート」のライフサイクル CO_2 (温暖化影響チャート) の緑星 (☆) の数と同じになります。

「3 設計上の配慮事項と CASBEE のスコア」

「地球温暖化への配慮」の LCCO_2 算出方法

標準計算による LCCO_2 排出量を表示します。

CASBEE-建築（新築）の評価項目のうち、 LCCO_2 に関する項目は概ね以下のとおりです。
LR3/1 の評価レベル算出は、次ページの表 2-4 の解説によります。

- ・ 地球温暖化への配慮 (LR3/1)
- ・ 材料使用量の削減 (LR2/2.1)
- ・ 躯体材料におけるリサイクル材の使用 (LR2/2.3)
- ・ 外皮性能 (Q1/2.1.2)
- ・ 自然エネルギー利用 (LR1/2)
- ・ 効率の運用 (LR1/4)
- ・ 既存建築躯体などの継続使用 (LR2/2.2)
- ・ 建物の熱負荷抑制 (LR1/1)
- ・ 設備システムの高効率化 (LR1/3)
- ・ 躯体材料の耐用年数 (Q2/2.2.1)

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

「ヒートアイランド現象の緩和」のスコア算出方法

CASBEE-建築（新築）の評価項目のうち、次の評価項目の評価（レベル1～5）の平均値をスコア値とします。

・敷地内温熱環境の向上 (Q3/3.2) ・温熱環境悪化の改善 (LR3/2.2)

「関連項目」

重点項目に間接的に関連する節水への取組み度合い及び生物環境の保全と創出に関する配慮に係る評価を表示します。重点項目の評価には反映されません。

「主な指標および効果」

重点項目に関連する重要な指標を表示します。ライフサイクルCO₂削減率については、「CASBEE-建築（新築）」における算出結果を表示します。

「再生可能エネルギーの導入状況」

規則で定める再生可能エネルギーの導入状況について表示します。

「設計上の配慮事項（自由記述）」

重点項目に係る配慮事項や高効率の機器等の導入状況などを記載します。

表 2-4 LR3.1 地球温暖化への配慮 の評価方法

LR3.1. 地球温暖化への配慮

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1 ～ レベル5	本項目のレベルは、ライフサイクルCO₂の排出率を1～5に換算した値(小数点以下第1位まで)であらわされる。 なおレベル1、3、5は以下の排出率で定義される。 レベル1: ライフサイクルCO₂排出率が参照値に対して125%以上 レベル3: ライフサイクルCO₂排出率が参照値に対して100% レベル5: ライフサイクルCO₂排出率が参照値に対して50%以下

□解 説

ここでは、地球温暖化対策への取組み度合いをライフサイクルCO₂という指標を用いて評価する。現在、地球環境問題として最も重要視されているのが地球温暖化であり、その影響を計るためには、地球温暖化ガスとして代表的な二酸化炭素(CO₂)がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べるのが一般的である。このようなCO₂排出の量を建築物の一生で足し合わせたものを、建築物の「ライフサイクルCO₂(LCCO₂)」と呼んでいる。

建築物におけるLCCO₂の算定は、通常膨大な作業を伴うが、CASBEEにおいてはこれを簡易に求め、概算することとした(「標準計算」と呼ぶ。算出手順や算定条件などの詳細はPARTⅢ「2. 3 評価方法」を参照)。具体的には、各建物用途において基準となるLCCO₂排出量(省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物のLCCO₂)を設定した上で、建設段階、運用段階、修繕・更新・解体段階において、CO₂排出に関連する評価項目の結果(採点レベル)からほぼ自動的に算定できるようにしている。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

1) 建設段階

「LR2.資源・マテリアル」では、「既存建築躯体の継続使用」や「リサイクル建材の活用」が評価されている。これらの対策を考慮した建設資材製造に関連したCO₂(embodied CO₂)を、既存躯体の利用率、高炉セメントの利用率から概算する。

2) 運用段階

「LR1.エネルギー」において評価している「BEI(一次エネルギー消費率)」等を用いて、運用段階のCO₂排出を簡易に推計する。

3) 修繕・更新・解体

長寿命化の取組みによる耐用年数の向上が「Q2.サービス性能」で評価されている。ただし、具体的な耐用年数の延命をLCCO₂の計算条件として採用できる程の精度で推定することは難しい。従って、住宅を除き耐用年数は一律として、LCCO₂を推計する。

- ・事務所、病院、ホテル、学校、集会場…60年固定
- ・物販店、飲食店、工場…30年固定
- ・集合住宅…日本住宅性能表示制度の劣化対策等級に従って、30、60、90年とする。

これら以外にもCO₂排出量に影響をもつ様々な取組みがあるが、ここでは、比較的影響が大きく、一般的な評価条件を設定し易い取組みに絞り、評価対象としている。従って、評価対象を一部の取組みに絞っているため、これ以外の取組みは評価されない。また、他の採点項目の評価結果を元に簡易的に計算しているため、その精度は必ずしも高いとはいえない。しかし地球温暖化対策を推進するためには、CO₂排出量のおよその値やその削減効果を広く示すことが重要と考え、まずはおおまかな値でも示すこととした。

なお、評価者自身による詳細な計算(「個別計算」と呼ぶ。)を実施した場合は、本項目のスコアには反映されないこととしている。

(CASBEE-建築(新築)2014年版 マニュアルより抜粋)

※ 詳細なLCCO₂の算出方法は、CASBEE-建築(新築)マニュアル(PartⅢ 解説)を参照してください。

2. 4 再生可能エネルギー等の活用の検討

建築物温暖化対策計画書には、「CASBEE かながわ」による建築物の温暖化対策の取組みの評価の他に、再生可能エネルギー等を活用するための設備等の導入について検討した結果を記入していただきます。

建築主は、次に挙げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器等について、敷地条件、技術的条件、経済的条件などを考慮して導入を検討します。

1) 活用を検討する再生可能エネルギー等

本制度で活用を検討する再生可能エネルギー等は、以下のとおりです。

- ア 太陽光発電設備
- イ 太陽熱利用設備
- ウ 風力発電設備
- エ バイオマス発電・熱利用設備
- オ 水力発電設備
- カ 温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）
- キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備
 - ・自然光利用設備
 - ・日射熱利用設備
 - ・地中熱利用設備
 - ・自然換気設備
- ク 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出に著しく寄与する機械器具（p64 参照）

2) 再生可能エネルギー等を活用するための検討方法

建築主は、敷地条件、技術的条件、経済的条件などを考慮して、1)に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器等について、以下の設備導入検討チェックシートにより導入を検討します。

ア 太陽光発電設備導入検討チェックシート	必須
イ 太陽熱利用設備導入検討チェックシート	必須
ウ 風力発電設備導入検討チェックシート	
エ バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート	
オ 水力発電設備導入検討チェックシート	
カ 温度差熱利用設備導入検討チェックシート	
キ パッシブシステム導入検討チェックシート	
ク 天然ガスコージェネレーションシステム導入検討チェックシート	必須

※ 各設備の導入検討シート、シートによる再生可能エネルギー等活用検討の手引きは、本マニュアル 5. 資料編（72 ページ）に掲載しています。

2. 建築物温暖化対策計画書の作成について

3) 検討結果

検討の結果、再生可能エネルギー等を活用するための設備を設置することとした場合、建築物温暖化対策計画書に導入予定設備を記入してください。（その場合、設備の位置、形状を明示した図面、仕様書、カタログの写しなどの添付を求めることがあります。）

再生可能エネルギー等を活用した設備の導入ができないと判断した場合にはその理由を明らかにしてください。

4) 提出について

・検討に用いたチェックシートは、検討の内容を確認する書類として、計画書に添付してください。

（なお、2) のア、イ、クのチェックシートについては、原則として全ての建築主の方に添付をお願いします。）

・2) のア、イのチェックシートには、設置検討位置を明示した図面、周囲の建物の状況等が分かる日照関係図（受光障害ありの場合）を添付してください。

・太陽光発電、太陽熱利用、未利用熱利用設備を導入しようとする場合は、年間想定発電量や概算熱利用量等が分かる資料を添付してください。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

3.1 建築物環境性能表示の概要

建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策計画書の提出を行なった建築物について、「CASBEE かながわ」による環境性能の自己評価結果を、建築物の販売または賃貸のための広告に表示する（広告への表示）、あるいは当該建築物に掲示する（建築物への掲示）仕組みです。

1) 建築物環境性能表示の目的

建築物環境性能表示は次のことを目的としています。

- 建築物購入者、賃借人に分かりやすく情報提供し、環境に配慮した建築物を選択しやすいようにすること
- 地球温暖化対策に配慮した建築物が市場で評価される仕組みをつくること
- 建築主の地球温暖化対策に対する自主的な取組を促進すること

2) 建築物環境性能表示の対象

(1) 広告への表示

- 建築物温暖化対策計画書を提出した建築主は、当該建築物の販売や賃貸を目的とした、一定の要件を満たした広告（要件は、3.2の「2）建築物環境性能表示が必要な広告媒体の要件」（38ページ）参照）を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）の表示が義務付けられます。（ただし、義務付けについては、竣工後3年が経過していない建築物について行う広告に限ります）
- 建築主が販売又は賃貸を委託した場合も、同様です。
- また、計画書を提出した建築主及び建築主から販売又は賃貸を委託された者（以下、「販売等受託者」といいます）は、当該建築物を購入または賃借しようとする方にその建築物の環境性能を説明するよう努めてください。

対象となる建築物については、次のとおりです。

● 特定建築物

延べ床面積（増築又は改築の場合はそれぞれ当該増改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築

⇒販売や賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）の表示が義務付けられます。また、表示をした旨の届出が義務付けられます。

● 特定建築物以外の建築物

延べ床面積（増築又は改築の場合はそれぞれ当該増改築に係る部分の面積）の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建築物のうち、任意で建築物温暖化対策計画書を提出した建築物。

⇒販売や賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）の表示を任意で行うことができます。なお、表示をした場合には、その旨の届出が義務付けられます。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

(2) 建築物への掲示

建築物温暖化対策計画書を提出した建築主は、任意で当該建築物に建築物の環境性能を示す表示を掲示し、建築物の環境性能に関する情報を対外的にアピールすることができます。

● 対象

建築物温暖化対策計画書の提出を行った建築物(特定建築物または特定建築物以外の建築物)を対象とします。なお、掲示をした場合には、その旨の届出が義務付けられます。

3) 届出手続きの流れ

建築物環境性能表示を行った場合は、県が定める様式に従って、以下の届出が必要です。

- 建築物環境性能表示届出書 (規則第 14 号様式)
(環境性能表示を広告に表示させた翌日から 15 日以内)
- 建築物環境性能表示変更届出書 (規則第 15 号様式)
(変更後の表示を広告に表示させた翌日から 15 日以内)
- 建築物環境性能表示掲示届出書 (規則第 16 号様式)
(環境性能表示を建築物に掲示した翌日から 15 日以内)

● 提出部数 各 1 部

(添付書類その他、届出の詳細は「3.2 建築物環境性能表示 (広告への表示) 及び届出について」、
「3.3 建築物の環境性能を示す表示 (建築物への掲示) 及び届出について」を参照してください。)

問い合わせ先、提出窓口:

神奈川県環境農政局 環境部 環境計画課 計画書審査グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

TEL (045)210-1111 (内線)4084~4087

3. 建築物環境性能表示及び届出について

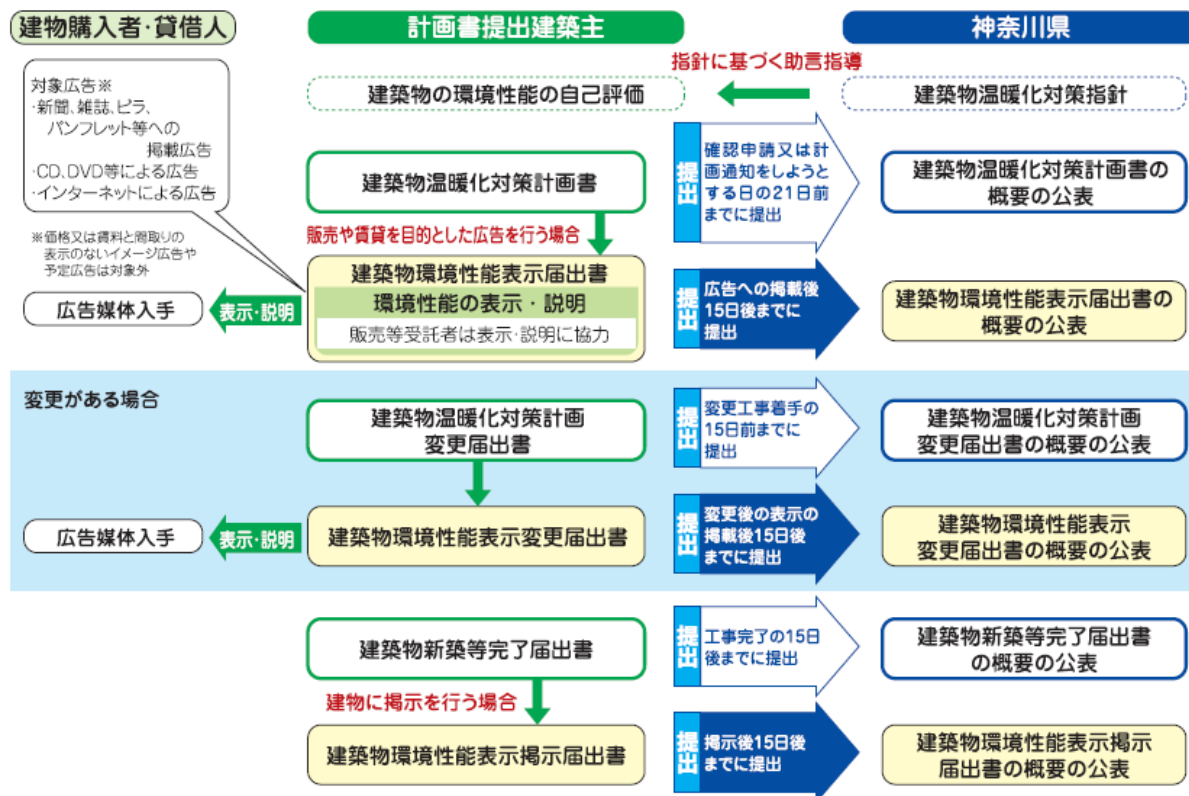


図 3-1 建築物環境性能表示のための届出手続きの流れ

3.2 建築物環境性能表示(広告への表示)及び届出について

建築物温暖化対策計画書を提出した建築主または販売等受託者は、当該建築物の販売や賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）を表示しなければなりません。（ただし、義務付けについては、竣工後3年が経過していない建築物について行う広告に限ります）

また、当該建築物を購入または賃借しようとする方に建築物の環境性能を説明するよう努めてください。

1) 表示内容・方法

(1) 表示内容について

CASBEE かながわの評価結果に基づいて、以下で示す項目について環境性能を表示します。



標章（ラベル）

3. 建築物環境性能表示及び届出について

①神奈川県重点項目の評価結果

建築物の環境性能に関する評価結果のうち、以下の CASBEE かながわ重点項目の評価結果（各項目 5段階評価）を若葉のマークの数で示します。



- ・地球温暖化防止対策 …… 建物の断熱性、設備の省エネ性 等
- ・ヒートアイランド対策 …… 建築の排熱、緑化対策 等
- ・再生可能エネルギーの導入状況 ……太陽光発電など再生可能エネルギー活用設備の導入状況

重点項目	評価結果の区分	表示方法
地球温暖化への配慮 (LCCO ₂ 排出率)	100% < LCCO ₂	
	80% < LCCO ₂ ≤ 100%	
	60% < LCCO ₂ ≤ 80%	
	30% < LCCO ₂ ≤ 60%	
	LCCO ₂ ≤ 30%	
ヒートアイランド現象の緩和 (スコア値)	1.5 未満	
	1.5 以上 2.5 未満	
	2.5 以上 3.5 未満	
	3.5 以上 4.5 未満	
	4.5 以上	

※ 重点項目「地球温暖化への配慮」の若葉マークの数は、「評価結果シート」のライフサイクル CO₂(温暖化影響チャート)の緑星(☆)の数と同じになります。

②CASBEE-建築（新築）の総合評価結果

建築物の総合的な環境性能を、CASBEE-建築（新築）の建築物の環境性能ランクによる星の数で表示します。



- ★☆☆☆☆ ……CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランク C に相当
- ★★☆☆☆ ……CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランク B- に相当
- ★★★☆☆ ……CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランク B+ に相当
- ★★★★☆ ……CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランク A に相当
- ★★★★★ ……CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランク S に相当

③温暖化対策計画書の受付番号

様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示してください。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

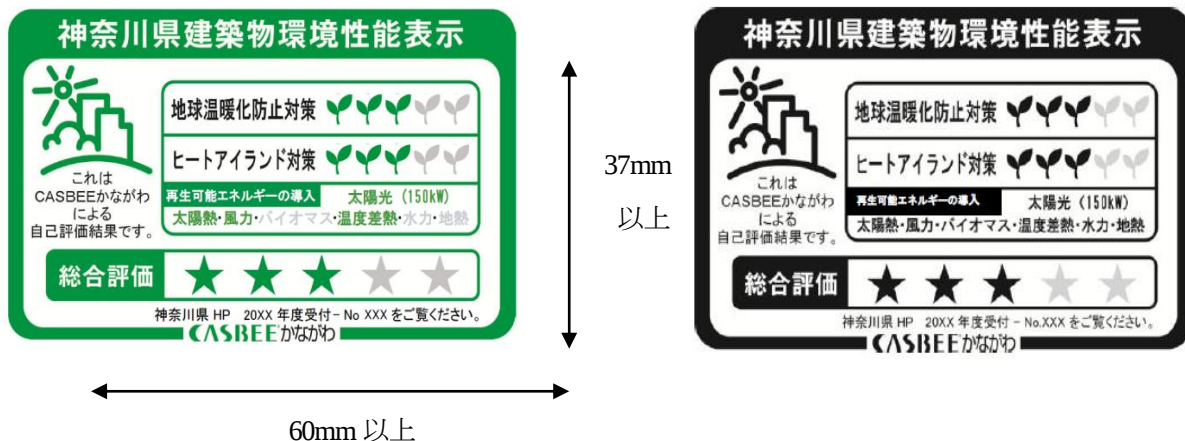
(2) 標章（ラベル）の様式

標章はCASBEE かながわ重点項目シートで出力されたものを使用してください。なお、表示に際しては色やサイズ等、以下の事項に注意してください。

● 建築物環境性能表示（広告表示用）の様式

カラーの場合

白黒の場合



① サイズ

大きさは、書面による場合、縦 37 mm 以上、横 60 mm 以上とします。

CASBEE かながわにより出力された標章を拡大する場合は、図（Windows メタファイル）形式によるなどして、文字やシンボル、★、🌿 印などの配置や大きさなどについての割合、比率を変更しないで使用してください。

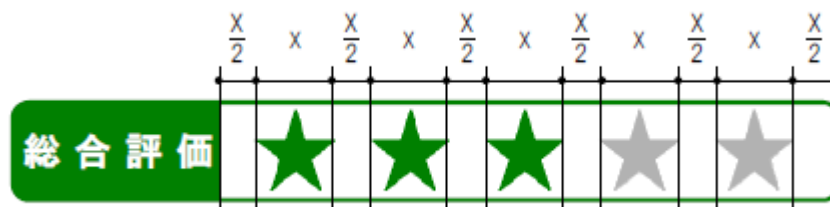
② 色指定

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)	基本（スミ 100 %） (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
未得点星印・未得点若葉マーク（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	未得点星印・未得点若葉マーク（薄灰） (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)	黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)	白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)
薄灰文字 (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	薄灰文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)

3. 建築物環境性能表示及び届出について

③ 5段階評価を表す星印(★)の数について

5段階評価を表す星印(★)の数はCASBEE-建築(新築)の評価結果を基に、前述の(1)②の方法で星印の数を表示します。星印を表示する位置は、星印ひとつ(★)の場合は一番左の位置に星印を、星印2つ(★★)の場合は一番左側及びその右側の位置に星印を表示し、星3つ以降については順次星印を右側に追加して表示します。



2) 建築物環境性能表示が必要な広告媒体の要件

価格又は価格帯及び間取りが表示される次の広告が対象となります。その広告の見やすい場所に1箇所以上表示するものとします。ただし、書面によるもの(下記④、⑤は除く)であって、当該広告の面積が62,370平方ミリメートル(日本工業規格A列4番相当(210mm×297mm))以下のものは表示を省略することができます。(※)

- ① 新聞紙に掲載される広告
- ② 雑誌に掲載される広告
- ③ 新聞へ折り込みその他の方法より配布されるチラシ、ビラ、パンフレット、小冊子等
- ④ 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方法による記録その他これらに類するもの(CD、DVD、ビデオテープなど)
- ⑤ インターネットの利用による広告

(※) 表示を省略できる広告面積の算出方法

表示を省略できる広告面積の算出方法は、次のとおりです。

1. 一つの広告に複数の建築物等の広告が掲載されている場合は、建築主が広告する建築物の広告面積を基準としてください。
2. 建築主が広告する建築物の広告と隣接する他の広告・記事等それぞれについて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラストおよび写真などの隣接側の端と端の中心線を広告の境界と判断して面積を算出します。
3. 隣接する広告、記事等がない場合は書面の端を基準として広告の面積を算出します。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

・同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い

建築物一棟ごとに建築物環境性能表示を表示することが原則です。この場合、建築物と、建築物環境性能表示との対応関係が分かるよう、対象となる棟名などを建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。

複数棟のうち一部が建築物環境性能表示の対象となる場合は、対象となる建築物についてのみ一棟ごとに建築物環境性能表示を表示することが原則です。なお、評価結果が全く同一となる建築物が複数棟ある場合には、まとめて1つの建築物環境性能表示とすることができます。

3) 環境性能表示（広告への表示）の届出

(1) 環境性能表示の届出

計画書を提出した建築主は、建築物環境性能表示を広告に表示したときは、翌日から起算して15日以内に、建築物環境性能表示届出書（規則第14号様式）に広告又はその写しを添付して届け出てください。

同じ建築物の広告を複数回にわたって行う場合は、建築物環境性能表示は複数回全ての広告に表示しなければなりません。届出は、最初に表示を行った広告時にのみ行ってください。

同一敷地内に建築物が複数棟ある場合で、広告時期が異なる場合は、それぞれの建築物ごとに最初に表示を行った広告時に届出を行ってください。

・届出書に添付する広告またはその写し

届出書に添付する広告又はその写しは、磁気的方法又は光学的方法その他の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD、ビデオテープなど）やインターネットの利用によるものの場合は、広告内容及び建築物環境性能表示の内容を印刷したものを広告の写しとして添付してください。

(2) 変更後の表示の取り扱い

建築物環境性能表示の変更後の届出

建築物環境性能表示を広告に表示させた建築主は、建築物環境性能表示の内容に以下の変更が生じた場合は、変更後の新たな建築物環境性能表示を広告に表示し、届出をしてください。届出は、変更後の建築物環境性能表示を広告に表示した翌日から起算して15日以内に、建築物環境性能表示変更届出書（規則第15号様式）に変更後の表示を行った広告、またはその写しを添付して届け出てください。

・建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合

建築物温暖化対策計画書の内容に次のような変更が生じた場合は、変更後の広告表示を行うとともに、その旨の届出が必要です。

- ① 重点項目（地球温暖化防止対策、ヒートアイランド対策）の評価を示す若葉マークの数（)に変更が生じる場合
- ② 総合評価の星印（★）の数に変更が生じる場合

・変更後の建築物環境性能表示による広告

変更後の建築物環境性能表示を速やかに広告に表示してください。この場合、変更したことが分かるよう、変更した内容を環境性能表示の隣接した場所にわかりやすく表示してください。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

例：「総合評価」については、評価が変更になっています。（評価を変更しました）
「地球温暖化防止対策」については、若葉2つから3つに変更になっています。

また、建築物の購入や賃借をしようとする方や、既に契約を締結した方に対し、変更内容を説明するようにしてください。

4) 環境性能の説明事項

計画書を提出した建築主及び販売等受託者は、当該建築物を購入または賃借しようとする方に対し、当該建築物に係る次の事項について説明をするよう努めてください。

- ① 建築物温暖化対策計画書が示す環境性能
- ② 建築物環境性能表示の標章（ラベル）が示す内容と評価の意味
- ③ 建築物温暖化対策計画書の内容の概要が県のホームページに掲載されること
- ④ 建築物環境性能表示が神奈川県温暖化対策推進条例・同施行規則・同表示基準に基づく表示であること
- ⑤ 表示内容は建築主が自ら評価した建築物温暖化対策計画書に基づいたものであること
- ⑥ 建築物環境性能表示を変更した場合は、その変更内容

・ 宅地建物取引業法の重要事項説明との関係

建築物環境性能表示の内容は宅地建物取引業法が定める重要事項には該当しません。しかし、神奈川県地球温暖化対策推進条例では建築物を購入または賃借する方が環境に配慮した建築物を選択しやすくするためにわかりやすい情報提供を求めています。

5) その他

・ 適正な表示

神奈川県地球温暖化対策推進条例の関連規定、不当景品類及び不当表示防止法、社団法人首都圏不動産公正取引協議会不動産の表示に関する公正競争規約など、関連法令等を遵守し適正な表示を行ってください。

・ 対象外の建築物の取扱い

建築物環境性能表示（及び建築物温暖化対策計画書制度）の対象とならない建築物の広告に建築物環境性能表示の標章（ラベル）を表示することはできません。また、県の建築物環境性能表示であるとの誤認を招くような標章（ラベル）の表示は行わないでください。

・ その他

建築物環境性能表示は神奈川県が認証を与えるものではなく、建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するものです。

3. 3 建築物の環境性能を示す表示(建築物への掲示)及び届出について

建築物温暖化対策計画書の提出を行った建築物は、当該建築物の環境性能を示す表示を掲示することができます。

3. 建築物環境性能表示及び届出について

1) 表示内容・方法

(1) 表示内容について

建築物への掲示用
様式



- ①□ CASBEE かながわの評価結果に基づいて、建築物の環境性能の総合評価を、CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能ランクの星の数で表示します。



- ★☆☆☆☆・・・CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能のランク C に相当
- ★★☆☆☆・・・CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能のランク B- に相当
- ★★★☆☆・・・CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能のランク B+ に相当
- ★★★★☆・・・CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能のランク A に相当
- ★★★★★・・・CASBEE-建築（新築）による建築物の環境性能のランク S に相当

- ② 様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示してください。

(2) 様式

●建築物の環境性能を示す表示（建築物掲示用）の様式

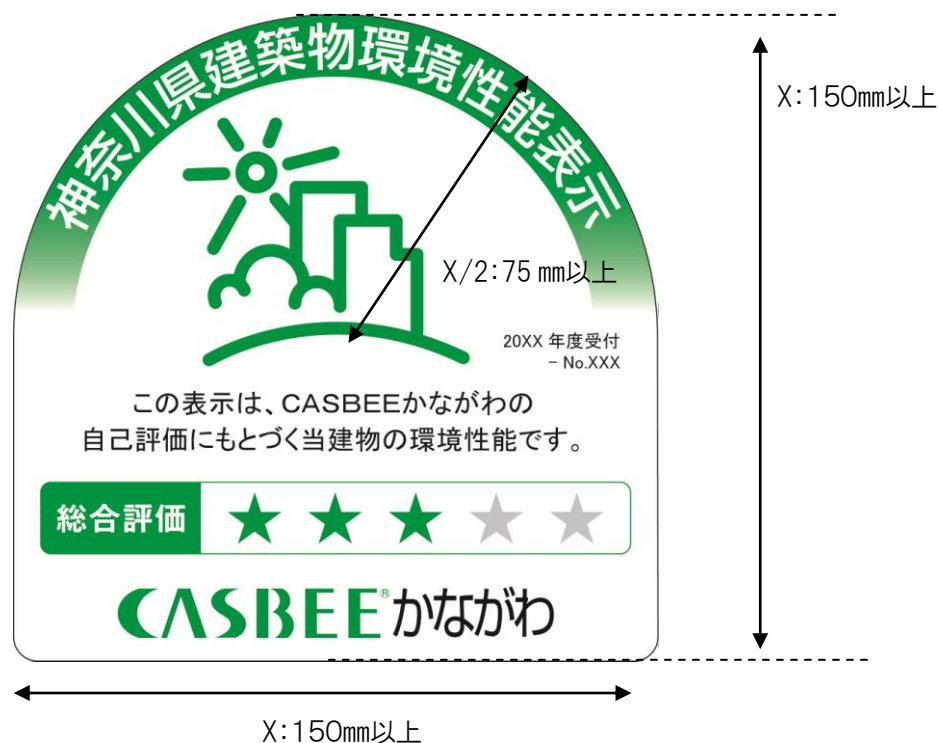
様式はCASBEE かながわ重点項目シートで出力されたものを使用してください。なお、表示に際しては色やサイズ等、以下の事項に注意してください。

色はカラーとします。（材質は問いません。）

① サイズ

サイズは縦 150 mm以上、横 150 mm以上（上部半円は直径 150 mm以上）とします。
文字やシンボル、★印などの配置や大きさなどについての割合、比率は変更しないでください。

3. 建築物環境性能表示及び届出について



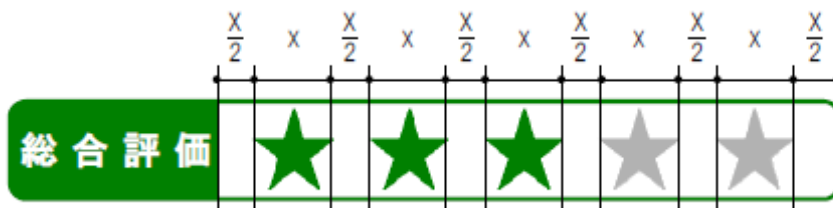
② 色指定

カラーの場合（4色分解による色指定）
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)

上記の CMYK 値の比率の色になるように印刷してください。

③ 5段階評価を表す星印（★）の数について

環境性能の総合評価の5段階評価を表す星印（★）の数はCASBEE-建築（新築）の評価結果をもとに、前述の(1)に示す方法で星印の数を表示します。星印を表示する位置は、星印ひとつ（★）の場合は一番左の位置に星印を、星印2つ（★★）の場合は一番左側及びその右側の位置に星印を表示し、星3つ以降については順次星印を右側に追加して表示します。



3. 建築物環境性能表示及び届出について

2) 建築物の環境性能を示す表示(建築物への掲示) の届出

建築主は建築物環境性能表示を建築物に掲示したときは、翌日から起算して 15 日以内に、建築物環境性能表示掲示届出書（規則第 16 号様式）に写真を添付して届け出てください。

4. 届出様式及び注意事項

◆届出書様式

届出書様式は、神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。次の記入例の下線部を参考に記入してください。

- (1) 建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）（規則第 9 号様式）
- (2) 建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）（規則第 10 号様式）
- (3) 建築物温暖化対策計画変更届出書（規則第 11 号様式）
- (4) 建築物新築等中止届出書（規則第 12 号様式）
- (5) 建築物新築等完了届出書（規則第 13 号様式）
- (6) 建築物環境性能表示届出書（規則第 14 号様式）
- (7) 建築物環境性能表示変更届出書（規則第 15 号様式）
- (8) 建築物環境性能表示揭示届出書（規則第 16 号様式）

※ 届出を電子申請で行うこともできます。電子申請の詳しい方法などは、県のホームページをご参照ください。

◆再生可能エネルギー等導入検討チェックシート

再生可能エネルギー等導入検討チェックシートは、神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。検討時の留意点や記入例は「5.2 再生可能エネルギー等活用検討の手引き」を参考にしてください。

- ・太陽光発電設備導入検討チェックシート
 - ・太陽熱利用設備導入検討チェックシート
 - ・風力発電設備導入検討チェックシート
 - ・バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート
 - ・水力発電設備導入検討チェックシート
 - ・温度差熱利用設備導入検討チェックシート
 - ・パッシブシステム導入検討チェックシート
 - ・天然ガスコージェネレーションシステム導入検討チェックシート
- 提出が必須なもの
- 提出が必要なもの

第9号様式（第9条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）

平成〇〇 年 〇〇月 〇〇日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
特定建築主の住所又は主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
特定建築物の名称	〇〇〇〇ビル
特定建築物の所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号
特定建築物の設計者に関する事項	氏 名 〇〇〇〇 資 格 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇〇号 建築士事務所名 〇〇〇〇設計事務所 (1 級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 〇〇〇〇〇号
確認申請又は計画通知の予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
工事の着手予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
工事の完了予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
連絡先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@****. **. **

本届出に対する連絡の窓口となつていただける部署を記入してください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	※欄は記入しないでください。
------------------	--	------------------	----------------

(裏)

増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の建築面積、及び床面積の合計を記入してください。(付属建物は除く。1棟分のみ記入)

増床(増築)の場合に記入。敷地に対する増築申請の場合は、「0㎡」としてください。

特定建築物の概要	工事種別	☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築		
	建築面積	計画に係る部分 (○○○○、○○㎡)	計画に係る部分以外の部分 (○○○○、○○㎡)	合 計 (○○○○、○○㎡)
	延べ面積	計画に係る部分 (○○○○、○○㎡)	計画に係る部分以外の部分 (○○○○、○○㎡)	合 計 (○○○○、○○㎡)
	用 途	■事務所 (○○○○、○○㎡) ☐ 学校 (㎡) ■物販店 (○○○○、○○㎡) ☐ 飲食店 (㎡) ☐ 集会所 (㎡) ☐ 工場 (㎡) ☐ 病院 (㎡) ☐ ホテル (㎡) ☐ 住宅 (㎡)		
	構 造	鉄筋コンクリート造		
	高さ及び階数	(○○、○○○) m (地上 ○○ 階、地下 ○ 階)		
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置	別添			
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価	別添			
再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果	検討を行った項目	■太陽光発電設備 ☐ 風力発電設備 ☐ 水力発電設備 ■その他 (LED 照明設備) ■太陽熱利用設備 ☐ バイオマス発電・熱利用設備 ■温度差熱利用設備		
	導入予定設備	太陽光発電設備(定格出力 ○○kW) 太陽熱利用設備 LED照明設備		
備 考				

P16 用途区分の表を参照し該当するすべての用途にレ点又は■を付し、用途ごとの面積内訳を記入してください。「その他」の用途はありません。

CASBEE かながわのスコアシートなどに示される各評価項目における措置のことであり、別添と記入してください。

CASBEE かながわの評価結果シートなどに示される環境性能評価結果のことであり、別添と記入してください。

立地等の条件から、チェックシートで導入の可能性を検討した項目にレ点又は■を付してください。

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。

3 「建築面積」の欄及び「延べ面積」の欄の計画に係る部分は、この計画書の提出対象となっている部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分）について記入してください。

4 「用途」の欄には、該当する項目すべてに記入の上、(㎡)内に当該用途の計画に係る部分の床面積を記入してください。

5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

6 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類を添付してください。

第 10 号様式（第 9 条関係）（表）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 19 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
建築主の住所又は主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号
建築物の設計者に関する事項	氏 名 〇〇〇〇 資 格 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇〇 号 建築士事務所名 〇〇〇〇設計事務所 (1 級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 〇〇〇〇〇 号
確認申請又は計画通知の予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
工事の着手予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
工事の完了予定年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***. **. **

本届出に対する連絡の窓口となっ
いただける部署を記入してください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	※欄は記入しないでください。
------------------	--	------------------	----------------

(裏)

増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の建築面積、及び床面積の合計を記入してください。(付属建物は除く。1棟分のみ記入)

増床(増築)の場合に記入。敷地に対する増築申請の場合は、「0㎡」としてください。

建築物の概要	工事種別	☐ 新築	☒ 増築	☐ 改築
	建築面積	計画に係る部分 (〇〇〇〇、〇〇㎡)	計画に係る部分以外の部分 (〇〇〇〇、〇〇㎡)	合 計 (〇〇〇〇、〇〇㎡)
	延べ面積	計画に係る部分 (〇〇〇〇、〇〇㎡)	計画に係る部分以外の部分 (〇〇〇〇、〇〇㎡)	合 計 (〇〇〇〇、〇〇㎡)
	用 途	☒ 事務所 (〇〇〇〇、〇〇㎡) ☐ 飲食店 (㎡) ☐ 病院 (㎡) ☐ 学校 (㎡) ☐ 集会所 (㎡) ☐ ホテル (㎡) ☒ 物販店 (〇〇〇〇、〇〇㎡) ☐ 工場 (㎡) ☐ 住宅 (㎡)		
	構 造	鉄筋コンクリート造		
	高さ及び階 数	(〇〇、〇〇〇) m (地上 〇〇 階、地下 〇 階)		
建築物に係る地球温暖化対策の措置	別添	CASBEE かながわのスコアシートなどに示される各評価項目における措置のことであり、別添と記入してください。		
建築物に係る地球温暖化対策の措置の 評価	別添	CASBEE かながわの評価結果シートなどに示される環境性能評価結果のことであり、別添と記入してください。		
再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果	検討を行った項目	☒ 太陽光発電設備 ☐ 風力発電設備 ☐ 水力発電設備 ☒ その他 (LED 照明設備) ☒ 太陽熱利用設備 ☐ バイオマス発電・熱利用設備 ☒ 温度差熱利用設備		
	導入予定設備	太陽光発電設備(定格出力 〇〇kW) 太陽熱利用設備 LED照明設備 立地等の条件から、チェックシートで導入の可能性を検討した項目にレ点又は■を付してください。		
備 考	導入を予定している再生可能エネルギー活用計画を記入してください。			

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。

3 「建築面積」の欄及び「延べ面積」の欄の計画に係る部分は、この計画書の提出対象となっている部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分)について記入してください。

4 「用途」の欄は、該当する項目すべてに記入の上、(㎡)内に当該用途の計画に係る部分の床面積を記入してください。

5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

6 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類を添付してください。

第 11 号様式（第 11 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物温暖化対策計画変更届出書

平成〇〇年 〇 月 〇〇日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の 氏名又は名称及び法人 にあっては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の 住所又は主たる 事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル		
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策 計画書の提出年月日	平成〇〇 年 〇 月 〇〇日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 理 由	・変更があった事項を箇条書きにしてください。 ・複数の用途がある場合で床面積の変更があるときは、用途ごとの床面積の内訳を記入してください。 ・変更事項を示す資料などを提出する場合は「変更事項は別添とする」でも可。		
変 更 予 定 年 月 日	平成〇〇 年 〇 月 〇〇 日		
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***.**, **		

建築物温暖化対策計画書受付番号を記入してください。

変更の理由を記入してください。

※
特
記
欄

※欄は記入しないでください。

付
欄

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類のうち、変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

第 12 号様式（第 12 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物新築等中止届出書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の 氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の 住 所 又は主たる 事 務 所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル		
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策 計画書の提出年月日	平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
中 止 年 月 日	平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日		
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***. **. **		

建築物温暖化対策計画書受付番号を記入してください。

本届出に対する連絡の窓口となつていただける部署を記入してください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

※欄は記入しないでください。

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 13 号様式（第 13 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意

建築物新築等完了届出書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 22 条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の 氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル		
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策 計画書の提出年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
工事の着手年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
工事の完了年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***.**, **		

建築物温暖化対策計画書受付番号を記入してください。

本届出に対する連絡の窓口
となつていただける部署を記
入してください。

※欄は記入しないでください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
3 建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付してください。

第 14 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

建築物環境性能表示届出書 記入例及び注意事項

建築物環境性能表示届出書

神奈川県知事殿

届出者は計画書提出建築主となります。

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

押印

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 26 条第 1 項（第 26 項第 2 項において準用する同条第 1 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の 氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル		
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策 計画書の提出年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
建築物環境性能表示 を表示した者	☐ 計画書提出建築主 ☒ 販売等受託者		
販売等受託者に 関する事項	氏 名 〇〇〇不動産株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 建築主から依頼を受けた販売等受託者が広告を掲載する場合、記入してください。		
広告に建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 環境性能表示を表示してから 15 日以内に届出をしてください。		
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇不動産株式会社〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***.**, ** 本届出に対する連絡の窓口となつていただける部署を記入してください。		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	※欄は記入しないでください
			インターネットなどによる広告の場合は、画面の写しを添付してください。

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。
 - 販売等受託者に関する事項の欄は、建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介を依頼し、依頼を受けた者が当該販売又は賃貸の広告を掲載した場合に記入してください。
 - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付してください。

第 15 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物環境性能表示変更届出書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

神奈川県知事殿

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の 氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建 築 物 の 名 称	〇〇〇〇ビル		
建 築 物 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策 計画書の提出年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
建築物環境性能表示 を表示した者	☐ 計画書提出建築主 ☒ 販売等受託者		
販 売 等 受 託 者 に 関 する 事 項	氏 名 〇〇〇不動産株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇		
変更後の建築物環境 性能表示を表示し、又 は表示させた日	平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日		
連 絡 先	部 署 名 〇〇〇不動産株式会社〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***.**, **		

建築主から依頼を受けた販売等受託者が広告を掲載する場合、記入してください。

変更後の環境性能表示を表示してから 15 日以内に届出をしてください。

本届出に対する連絡の窓口となつていただける部署を記入してください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

※欄は記入しないでください。

インターネットなどによる広告の場合は、画面の写しを添付してください。

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。
 - 販売等受託者に関する事項の欄は、建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介を依頼し、依頼を受けた者が当該販売又は賃貸の広告を掲載した場合に記入してください。
 - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付してください。

第 16 号様式（第 18 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

記入例及び記入上の注意事項

建築物環境性能表示揭示届出書

神奈川県知事殿

届出者は計画書提出建築主となります。

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

押印

郵便番号 〇〇〇〇-〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 29 条第 2 項（第 29 条第 3 項において準用する同条第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建築物の名称	〇〇〇〇ビル		
建築物の所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番〇号		
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	受付番号	〇〇-〇〇〇〇
環境性能を示す表示を最初に掲示した日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
連絡先	部 署 名 〇〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課 電 話 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番 号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス *****@***.**, **		

環境性能表示を掲示してから 15 日以内に届出をしてください。

本届出に対する連絡の窓口となっただけの部署を記入してください。

※欄は記入しないでください。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
3 建築物に掲示した環境性能を示す表示を撮影した写真（カラープリンタによる印刷も可）を添付してください。

届出には建築物に環境性能表示を掲示した写真を添付してください。

5. 資料編

5.1 根拠規程

神奈川県地球温暖化対策推進条例及び施行規則対応表（抜粋）

温室効果ガスの排出抑制に著しく寄与する機械器具（平成 21 年9月 29 日神奈川県告示第 549 号）

建築物温暖化対策指針（平成 21 年9月 29 日神奈川県告示第 551 号）

建築物環境性能表示基準（平成 21 年9月 29 日神奈川県告示第 552 号）

〔神奈川県地球温暖化対策推進条例及び施行規則対照表 (抜粋)〕

条 例	規 則
第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の水温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。 (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。 (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。 (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの(第 9 条第 3 項において再生可能エネルギー」という。)及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。	(再生可能エネルギー等) 第 1 条 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。)第 2 条第 5 号に規定する太陽光、風力その他の永続的に利用することができる認められるエネルギー源であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 太陽光 (2) 風力 (3) 水力(かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が 1,000 キロワット以下である発電設備を利用する発電に利用するものに限る。) (4) 地熱 (5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。) (6) 太陽熱 (7) 雪、氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。) 又は水を熱源とする熱 2 条例第 2 条第 5 号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものは、電気自動車、燃料電池その他の知事が指定する機械器具とする。 3 前項の機械器具の指定は、神奈川県公報により行う。
(建築主等の責務) 第 6 条 建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能(第 32 条において「省エネルギー性能」という。)を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。	
第 2 章 第 3 節 建築物に関する地球温暖化対策 (建築物温暖化対策指針) 第 18 条 知事は、規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針(以下「建築物温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。 2 第 10 条第 2 項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。	(特定建築物の規模) 第 8 条 条例第 18 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいい、増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の同号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が 2,000 平方メートルとする。
〔 条例 第 10 条第 2 項 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改	

条 例	規 則
〔 定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。〕	
(建築物温暖化対策計画書の提出) 第 19 条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物の名称及び所在地 (3) 特定建築物の概要 (4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置 (5) 前号の措置の評価 (6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果 (7) その他規則で定める事項 2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。 3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。	(建築物温暖化対策計画書) 第 9 条 条例第 19 条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）（第 9 号様式）により、同条第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）（第 10 号様式）により作成するものとする。 2 条例第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める日は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の 21 日前の日とする。 3 条例第 19 条第 1 項第 7 号（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第 18 条第 1 項に規定する特定建築物（以下単に「特定建築物」という。）（条例第 19 条第 3 項において準用する場合にあっては、建築物。第 3 号において同じ。）の設計者に関する事項 (2) 確認申請又は計画通知の予定年月日 (3) 当該特定建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 (4) その他知事が必要と認める事項 4 第 1 項の建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）及び建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) 立面図 (5) 断面図 (6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類 (特定建築物以外の建築物の規模) 第 10 条 条例第 19 条第 3 項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が 300 平方メートルとする。
(建築物温暖化対策計画書の変更の届出) 第 20 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者（以下「計画書提出建築主」という。）は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第 1 項各号（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内	(建築物温暖化対策計画書の変更の届出) 第 11 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める日は、条例第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項の変更にあっては変更しようとする日の前日とし、同項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更にあっては当該変更に係る工事に着手しようとする日の 15 日前の日とする。 2 条例第 20 条第 1 項の規定による届出は、建築物温暖化対策計画変更届出書（第 11 号様式）により行うものとする。 3 前項の建築物温暖化対策変更届出書には、第 9

条 例	規 則
容の変更により、その新築等をしようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合(前条第3項に規定する建築物に該当する場合に限る。)における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第3項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。	条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。 4 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第19条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更 (2) 条例第19条第1項第4号に掲げる事項の変更であって、同項第5号に掲げる事項の変更を伴わないもの (3) その他知事が定める軽微な変更
(新築等の中止の届出) 第21条 計画書提出建築主(前条第1項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第19条第3項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。)は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	(新築等の中止の届出) 第12条 条例第21条の規定による届出は、建築物新築等中止届出書(第12号様式)により行うものとする。
(新築等の完了の届出) 第22条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	(新築等の完了の届出) 第13条 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項の規定による検査済証(第3項において単に「検査済証」という。)の交付を受けた日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2 条例第22条の規定による届出は、建築物新築等完了届出書(第13号様式)により行うものとする。 3 前項の建築物新築等完了届出書には、検査済証の写しその他当該届出に係る建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付しなければならない。
(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表) 第23条 知事は、第19条第1項又は第3項の規定による提出及び第20条第1項、第21条又は前条の規定による届出があつたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。	(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表) 第14条 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第19条第1項又は第3項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第20条第1項に規定する計画書提出建築主(以下単に「計画書提出建築主」という。)の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 条例第19条第1項第2号から第6号までに掲げる事項 (3) 第9条第3項第1号に掲げる事項 (4) 新築等に係る工事の完了予定年月日 2 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第20条第1項の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。 (1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項 (2) 変更年月日又は変更予定年月日 3 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第21条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。

5. 資料編

条 例	規 則
	4 条例第 23 条に規定する規則で定める事項のうち、条例第 22 条の規定による届出に係るものは、新築等に係る工事の完了年月日とする。
(表示基準) 第 24 条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。 2 第 10 条第 2 項の規定は、表示基準について準用する。 （条例 第 10 条第 2 項） 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする	
(特定建築物の環境性能の表示) 第 25 条 第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。 2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあっては、この限りでない。 3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。 4 第 19 条第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第 1 項及び第 2 項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。	(建築物環境性能表示をすることを要する広告の基準) 第 15 条 条例第 25 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して 3 年を経過していない特定建築物に係る広告であること。 (2) 販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告であること。 (3) 次のいずれかに該当するものであること。 ア 新聞紙、雑誌ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する広告（広告に係る面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）であること。 イ 電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録その他これらに類するものによる広告であること。 ウ インターネットの利用による広告であること。
(建築物環境性能表示の表示の届出等) 第 26 条 計画書提出特定建築主は、前条第 1 項の規定により最初に表示をし、又は同条第 2 項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。 2 前項の規定は、前条第 4 項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。 3 知事は、第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。	(建築物環境性能表示の表示の届出) 第 16 条 条例第 26 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、条例第 25 条第 1 項の規定により条例第 24 条第 1 項に規定する建築物環境性能表示（以下単に「建築物環境性能表示」という。）を最初に表示し、又は条例第 25 条第 2 項の規定により最初に表示させた日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。 2 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境性能表示届出書（第 14 号様式）により行うものとする。 3 前項の建築物環境性能表示届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 計画書提出建築主の氏名又は名称及び住所又は

5. 資料編

条 例	規 則
	主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 建築物の名称及び所在地 (3) 建築物温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号 (4) 建築物環境性能表示を表示した者の別 (5) 条例第 25 条第 2 項に規定する販売等受託者に関する事項 (6) 広告に当該建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日 4 第 2 項の建築物環境性能表示届出書には、条例第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。
(建築物環境性能表示の変更の届出等) 第 27 条 計画書提出建築主は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。	(建築物環境性能表示の変更の届出等) 第 17 条 条例第 27 条第 1 項に規定する規則で定める日は、同項の規定による変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。 2 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境性能表示変更届出書（第 15 号様式）により行うものとする。 3 前項の建築物環境性能表示変更届出書には、前条第 3 項（第 6 号を除く。）に掲げる事項及び変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日を記載するものとする。 4 第 2 項の建築物環境性能表示変更届出書には、変更後の建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。
(環境性能の説明) 第 28 条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。	
(環境性能を示す表示の掲示等) 第 29 条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。 3 前 2 項の規定は、第 19 条第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。	(環境性能の表示) 第 18 条 条例第 29 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、同条第 1 項の規定による掲示をした日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。 2 条例第 29 条第 2 項の規定による届出は、建築物環境性能表示掲示届出書（第 16 号様式）により行うものとする。 3 前項の建築物環境性能表示掲示届出書には、第 16 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び条例第 29 条第 1 項の規定により当該建築物に環境性能を示す表示を最初に掲示した日を記載するものとする。 4 第 2 項の建築物環境性能表示掲示届出書には、前項の表示を掲示した写真を添付しなければならない。
(表示の制限) 第 30 条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはなら	

5. 資料編

条 例	規 則
ない。	
(指導、助言等) 第 31 条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。 2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。	
(優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進) 第 32 条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
第 3 章 雑則 (勧告) 第 55 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (1) 第 11 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 19 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者 (2) 第 11 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 20 条第 1 項、第 21 条、第 22 条、第 26 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 27 条第 1 項、第 29 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 35 条から第 37 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 第 11 条第 4 項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第 19 条第 3 項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者 (4) 第 25 条第 1 項（同条第 4 項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第 2 項（同条第 4 項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第 29 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者 (5) 第 30 条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者	
(公表) 第 56 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。	(公表) 第 38 条 条例第 56 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実 (3) 当該勧告を行った日

5. 資料編

条 例	規 則
	2 条例第 56 条第 1 項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行う。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 34 条から第 39 条まで、第 2 章第 10 節、第 55 条及び第 56 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 19 条、第 26 条及び第 39 条の規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 平成 21 年度を基準年度とする第 3 条第 1 項の事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)の提出に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「7 月 31 日」とあるのは、「11 月 30 日」とする。 3 平成 21 年度を第 3 条第 10 項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出する日の属する年度の前年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7 月 31 日」とあるのは、「11 月 30 日」とする。 4 この規則の施行の日から平成 22 年 4 月 22 日までの間に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知をしようとする建築物に係る第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。))又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。))をしようとする日の 21 日前の日」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日」とする。 5 この規則の施行の日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に着手しようとする特定開発事業に係る第 20 条第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定開発事業に着手しようとする日の 90 日前の日」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日」とする。
附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 26 号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項の改正規定及び次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第 18 条第 1 項の規定は、平成 24 年 10 月 1 日以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。))又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。))をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。 (委任) 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。	附 則(平成 24 年 5 月 29 日規則第 70 号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 5 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 14 号様式及び第 15 号様式の改正規定並びに附則第 4 項の規定は公布の日から、第 8 条及び第 10 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 24 年 10 月 1 日以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。))又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。))をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。 3 平成 24 年 10 月 1 日から同月 22 日までの間に確認申請又は計画通知をしようとする建築物に係る第

5. 資料編

条 例	規 則
	9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の 21 日前の日」とあるのは、「平成 24 年 10 月 1 日」とする。 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
	附 則（平成 26 年 2 月 21 日規則第 7 号） この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
	附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 53 号） 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附 則（平成 28 年 6 月 24 日条例第 54 号） この条例は、公布の日から施行する。	
	附 則（平成 27 年 3 月 13 日規則第 7 号） この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する
附 則（平成 28 年 10 月 21 日条例第 72 号） この条例は、公布の日から施行する。	附 則（平成 28 年 10 月 21 日規則第 96 号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

5. 資料編

[温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定]

平成 21 年 9 月 29 日
神奈川県告示第 549 号

改正 平成25年 8 月20日告示第453号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）第 1 条第 2 項の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を次のとおり指定し、平成21年10月 1 日から施行する。

平成21年 9 月29日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 給湯器であって次に掲げるもの
 - (1) ヒートポンプ給湯器
 - (2) 潜熱回収型給湯器
 - (3) ガスエンジン給湯器
- 2 ヒートポンプ技術を用いた高効率の空気調和設備
- 3 発光ダイオードを用いた省エネルギー器具
- 4 自動車であって次に掲げるもの
 - (1) 電気自動車
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 水素自動車
 - (4) 燃料電池自動車
 - (5) 天然ガス自動車
 - (6) ディーゼル代替 L P ガス自動車
- 5 コージェネレーションシステム（ガスエンジン給湯器及び燃料電池以外で、エネルギー消費効率の高いものに限る。）
- 6 燃料電池（燃料電池自動車に搭載されるものを除く。）
- 7 エネルギーマネジメントシステム（エネルギー消費量の計測、記録及び表示並びにエネルギー利用設備の制御を行う機能を有するものに限る。）

前文（抄）（平成 25 年 8 月 20 日告示第 453 号）

平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

5. 資料編

建築物温暖化対策指針

平成 21 年 9 月 29 日

告示第 551 号

改正 平成 28 年 10 月 21 日告示第 463 号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 18 条第 1 項の規定により、建築物温暖化対策指針を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

建築物温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定により、特定建築主が特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定建築主は、条例第 19 条第 2 項の規定により、建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

また、建築物の新築等をしようとする者（特定建築主及びこの指針が準用される建築主を除く。）及び建築物を所有し、又は管理する者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずる際にこの指針を参考にして取り組むものとする。

2 用語の意義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置（条例第 19 条第 1 項第 4 号）

特定建築主は、特定建築物の新築等を行うに当たり、特定建築物の建設、利用、修繕、解体撤去に至るまでの間に排出される温室効果ガスの排出の抑制及び環境への影響の低減を図るため、次に掲げる各項目に係る地球温暖化対策の措置を検討するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 非再生性資源の使用量削減
- (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

(2) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価（条例第 19 条第 1 項第 5 号）

特定建築主は、県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE かながわ」

5. 資料編

という。)を用いて特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価を行うものとする。

特定建築主は、CASBEE かながわを用いて作成した次のシートを「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置」及び「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価」として提出するものとする。

ア 評価結果シート

イ 重点項目シート

ウ スコアシート

(3) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果（条例第 19 条第 1 項第 6 号）

特定建築主は、特定建築物のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽熱利用設備

ウ 風力発電設備

エ バイオマス発電・熱利用設備

オ 水力発電設備

カ 温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）

キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備

（ア）自然光利用設備

（イ）日射熱利用設備

（ウ）地中熱利用設備

（エ）自然換気設備

ク 条例第 2 条第 5 号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具

4 特定建築物以外の建築物に係る計画書に関する事項

特定建築物以外の建築物であって規則第 10 条で規定する規模以上の建築物の新築等をしようとする者が条例第 19 条第 3 項の規定に基づき、計画書（特定建築物以外の建築物用）を作成して提出する場合は、この指針を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

5. 資料編

建築物環境性能表示基準

平成 21 年 9 月 29 日
告示第 552 号

改正 平成23年 3 月31日告示第228号

平成24年 2 月 3 日告示第53号

平成28年10月21日告示第464号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第24 条第 1 項の規定により、建築物環境性能表示基準を次のとおり定め、平成22 年 4 月 1 日から施行する。

建築物環境性能表示基準

1 目的

この表示基準は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 24 条第 1 項の規定により、特定建築物の建築物環境性能表示の表示の方法に関する基準について必要な事項を定めるものである。

条例第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を提出した計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき、若しくは他人に当該特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により、この表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示し、又は表示させなければならない。

また、計画書提出特定建築主が条例第 29 条の規定により当該特定建築物に環境性能を示す表示を掲示するときは、この表示基準に基づき、掲示するものとする。

2 用語の意義

この表示基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

3 特定建築物の環境性能の表示（条例第 25 条第 1 項及び第 2 項）

(1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により広告に表示し、又は表示させる建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策指針（平成 21 年神奈川県告示第 551 号）で定める県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE かながわ」という。）を用いて行った評価結果に基づき、別表第 1 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

(2) 様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、第 1 号様式のとおりとする。

(3) 表示の方法

ア 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに 1 箇所以上表示すること。

イ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

(4) 広告面積の算定方法

ア 規則第 15 条第 1 号に規定する「広告に係る面積」は、一つの広告に特定建築物の広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該特定建築物の広告に係る面積とする。

イ 特定建築物の広告と他の広告の境界が明確に区分されていない場合は、特定建築物の広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に最も近い文字又は記号等の、隣接する

5. 資料編

側の端と端の中間の位置を広告の境界として、面積を算定する。

4 特定建築物の環境性能を示す表示の掲示（条例第 29 条）

(1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 29 条第 1 項の規定により掲示する特定建築物の環境性能を示す表示は、CASBEE かながわを用いて行った評価結果に基づき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

(2) 様式

特定建築物の環境性能を示す表示のデザイン、規格及び色指定は、第 2 号様式のとおりとする。

(3) 掲示の方法

ア 環境性能を示す表示の特定建築物への掲示は、条例第 22 条に規定する新築等の完了の届出をした日以降、当該特定建築物の見やすいところに掲示すること。

イ 環境性能を示す表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

5 特定建築物以外の建築物に係る建築物環境性能表示等の表示の方法に関する事項

条例第 19 条第 3 項の規定により計画書を提出した建築主が、条例第 25 条第 4 項の規定に基づき建築物環境性能表示を表示し、又は表示させる場合並びに条例第 29 条第 3 項の規定に基づき環境性能を示す表示を掲示する場合は、この表示基準を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

前文抄（平成 23 年 3 月 31 日告示第 228 号）

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出される同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

前文抄（平成 24 年 2 月 3 日告示第 53 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1、第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出される同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

前文抄（平成 28 年 10 月 21 日告示第 464 号）

平成 28 年 10 月 21 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 及び第 1 号様式の規定は、この告示の施行の日以後に提出される神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

5. 資料編

別表第 1

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
地球温暖化への配慮（LCCO ₂ 排出率）	100% < LCCO ₂	地球温暖化防止対策	
	80% < LCCO ₂ ≤ 100%		
	60% < LCCO ₂ ≤ 80%		
	30% < LCCO ₂ ≤ 60%		
	LCCO ₂ ≤ 30%		
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.5 未満	ヒートアイランド対策	
	1.5 以上 2.5 未満		
	2.5 以上 3.5 未満		
	3.5 以上 4.5 未満		
	4.5 以上		
建築物の環境効率（BEE）	C（BEE < 0.5）	総合評価	★★★★★
	B－（0.5 ≤ BEE < 1.0）		★★★★★
	B＋（1.0 ≤ BEE < 1.5）		★★★★★
	A（1.5 ≤ BEE < 3.0）		★★★★★
	S（3.0 ≤ BEE） かつ、Q ≥ 50 （Q：建築物の環境品質）		★★★★★
再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果	太陽光発電設備	再生可能エネルギーの導入	太陽光 〔導入する場合は太陽電池の公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下は切り捨てる。）を表示する。 導入しない場合の当該箇所は「－」（ハイフン）と表示する。〕
	太陽熱利用設備		太陽熱
	風力発電設備		風力
	バイオマス発電・熱利用設備		バイオマス
	水力発電設備		水力
	温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）		温度差熱
	地熱利用設備		地熱

5. 資料編

別表第2

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
建築物の環境 効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B－ (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B＋ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q：建築物の環境品質)		★★★★★

第1号様式



備考 様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示すること。

【規格】建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦 37 ミリメートル以上、横 60 ミリメートル以上とすること。

【色指定】

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)	基本（スミ 100 %) (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
未得点星印・未得点若葉マーク（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	未得点星印・未得点若葉マーク（薄灰） (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)	黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)	白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)
薄灰文字 (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	薄灰文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)

第2号様式



備考 様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示すること。

【規格】特定建築物の環境性能を示す表示の大きさは、縦 150 ミリメートル以上、横 150 ミリメートル以上(上部半円は直径 150 ミリメートル以上)とすること。

【色指定】

カラーに限る（4色分解による色指定）
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)

5.2 再生可能エネルギー等活用検討の手引き

はじめに -本手引きの利用方法-

本手引きは、建築主の皆さんが、当該建築計画における再生可能エネルギー等の活用を検討する際に利用して頂くため、検討手順を解説したものです。

検討手順に沿って、チェックシートに記載して頂くことで、当該建築計画における再生可能エネルギー等の活用検討の結果を分かりやすく整理することが可能となります。

また検討に用いたチェックシートは、「建築物温暖化対策計画書」（規則第 9 号様式又は第 10 号様式）を提出する際に、検討の内容を確認する書類として、計画書に添付してください。

◆再生可能エネルギー等活用検討のための設備導入検討チェックシート

設備等の導入検討チェックシートは、神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。

- ・太陽光発電設備導入検討チェックシート
- ・太陽熱利用設備導入検討チェックシート
- ・風力発電設備導入検討チェックシート
- ・バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート
- ・水力発電設備導入検討チェックシート
- ・温度差熱利用設備導入検討チェックシート
- ・パッシブシステム導入検討チェックシート
- ・天然ガスコージェネレーションシステム導入検討チェックシート

※提出方法や添付書類については、本マニュアルの「2.4 再生可能エネルギー等の活用の検討」（31 ページ）を参照してください。

太陽光発電設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・日射条件に影響を及ぼす周辺建物の状況や建築計画、建築基準や制限について可能な限り把握する必要がある。

(2) 設置場所

- ・一年間を通じて9時から15時までの間、日が当たる部分に設置することとする。
- ・神奈川県においては、設置角度が30度前後の際に発電量が最大になるため、原則としてこの角度で設置する。ただし風の影響を考慮する。(詳細は設計段階で検討)
- ・方角については、発電量が最大となる方向に設置する。(真南が最大となるが、敷地形状や建物方向により次善の方向とする)

(3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、建築基準法その他関連法規を確認する必要がある。
- ・出力50kW以上の場合、電気主任技術者の選任等が必要となることに注意する。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

(2) 受光障害の確認

- ・太陽光発電を行うのに十分な日照状況であるかを確認する。
- ・年間を通じて、9時から15時までの間、日が当たる場所であれば、受光障害は「ない」と判断する。

(3) 設置可能面積の算出

- ・太陽光発電のための設備(太陽電池モジュール)の設置可能面積は、以下のように算出する。

$$\text{設置可能面積 (m}^2\text{)} = \text{①屋上面積 (m}^2\text{)} - (\text{②冷却塔、屋上緑化など他の用途に使用されている部分の面積 (m}^2\text{)} + \text{③(2)で受光障害が「ある」と判断される部分の面積 (m}^2\text{)})$$

(4) 実効設置面積の算出

- ・設置可能面積から太陽光パネルの配列による重なり部分を除外した実効設置面積を算出する。
- ・算定方法は以下のとおりである。(壁面設置の場合を除く)

$$\text{実効設置面積 (m}^2\text{)} = \text{設置可能面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置係数 (0.4)}$$

(5) 設置可能容量の算出及び導入適否の判断

- ・実効設置面積から、設置可能容量が下記の算定式によって算出される。
- ・設置可能容量と経費を比較し、光熱費の削減効果が見込めると判断される場合に導入する。

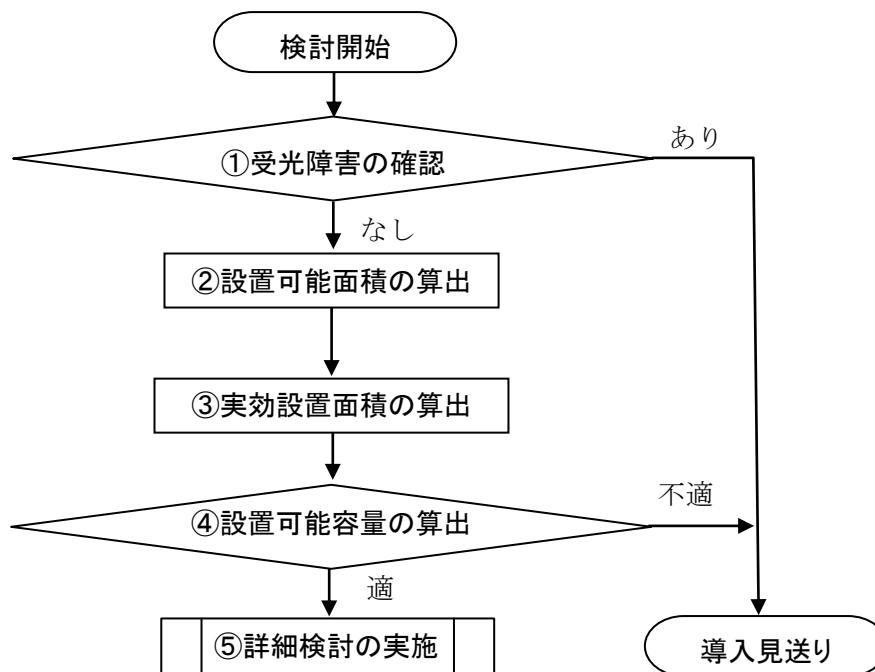
$$\text{設置可能容量 (kW)} = \text{実効設置面積 (m}^2\text{)} \times \text{モジュール変換効率 (0.13 kW/m}^2\text{)} ※$$

※既に具体的な導入計画がある場合は、導入を予定する設備の変換効率を使用してよい。

(6) 経済性の検討

- ・ 機器の期待寿命を 25 年とした場合、交換部品などのメンテナンスコストとして初期コストの最大 2 割強程度が必要となる。
- ・ 産業用の場合、設置容量が 5kW 以上であれば、メンテナンスコストを上回る光熱費削減効果が見込める。

[太陽光発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 設置予定場所の受光障害の有無を確認する。 [条件；設置スペースに9：00～15：00に日影が生じないこと]	受光障害 あり ・ なし
② 太陽電池モジュールの設置が可能な面積を算出する。 [算定式；設置可能面積(m ²)＝屋上面積(m ²)－使用不可面積 (m ²)]	設置可能面積 m ²
③ 設置可能面積から実効設置面積を算出する。 [算定式；実効設置面積(m ²)＝設置可能面積(m ²)×設置係数(0.4)] (※壁面設置の場合は設置可能面積と同じとする)	実効設置面積 m ²
④ 実効設置面積から設置可能容量を算出し、導入の適否を判断する。 [算定式；設置可能容量(kW)＝実効設置面積(m ²)×モジュール変換効率] (導入適否の目安；設置可能容量 5kW以上)	設置可能容量 kW ----- 適 ・ 不適
⑤ 導入に向けて具体的な検討を行う。 導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	導入する ・ 導入しない (導入を予定する場合) 定格出力 kW 想定年間発電量 kWh ----- 導入しない理由(複数選択可) □受光障害 □設置場所困難 □躯体荷重 □費用負担大 □現在は見送り将来対応 □その他()

※生産の主流である多結晶シリコン型モジュール変換効率は0.10～0.15程度

太陽熱利用設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・日射条件に影響を及ぼす周辺建物の状況や建築計画、建築基準や制限について可能な限り把握する必要がある。

(2) 設置場所

- ・集熱器は、需要場所と離れていると保温材など配管のコストが高くなることから、ボイラーや給湯器の位置について確認が必要である。
- ・設置傾斜角度については、35度前後とした時に年間を通じて最も効率良く集熱できる。
- ・方角については、集熱器が最も効率よく受光できる方向に設置する。(真南が最大となるが、敷地形状や建物方向により次善の方向とする)

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

(2) 受光障害の確認

- ・太陽熱を利用するのに十分な日照状況であるかを確認する。
- ・年間を通じて、9時から15時までの間、日が当たる場所であれば、受光障害は「ない」と判断する。

(3) 設置可能面積/想定年間集熱量の算出

- ・太陽熱の集熱器の設置可能面積は、以下のように算出する。(壁面設置の場合を除く)

$$\text{設置可能面積 (m}^2\text{)} = \text{①屋上面積 (m}^2\text{)} - (\text{②冷却塔、屋上緑化など他の用途に使用されている部分の面積 (m}^2\text{)} + \text{③(2)で受光障害が「ある」と判断される部分の面積 (m}^2\text{)})$$

- ・想定年間集熱量は、以下のように算出する。

$$\text{想定年間集熱量 (MJ/年)} = \text{設置可能面積 (m}^2\text{)} \times \text{単位面積当たり平均集熱量 } 2,176 \text{ MJ/m}^2 \cdot \text{年}_{※}$$

※ 変換効率単位面積当たり平均集熱量は、全国平均年間集熱面日射量 $5,442 \text{ MJ/m}^2 \cdot \text{年}$ に、システム効率：40%を乗じて算出した数値

(4) 給湯需要・暖房負荷の予測/概算熱利用量の設定

- ・予定建築物において使用する入浴設備などの給湯設備、暖房負荷等を勘案し、概算熱利用量を設定する。

(5) 太陽熱依存率の算出及び導入可能性の検討

- ・太陽熱依存率は、以下のように算出し、導入可能性の検討の参考とする。

$$\text{太陽熱依存率 (\%)} = \text{想定年間集熱量 (MJ/年)} \div \text{概算熱利用量 (MJ/年)} \times 100$$

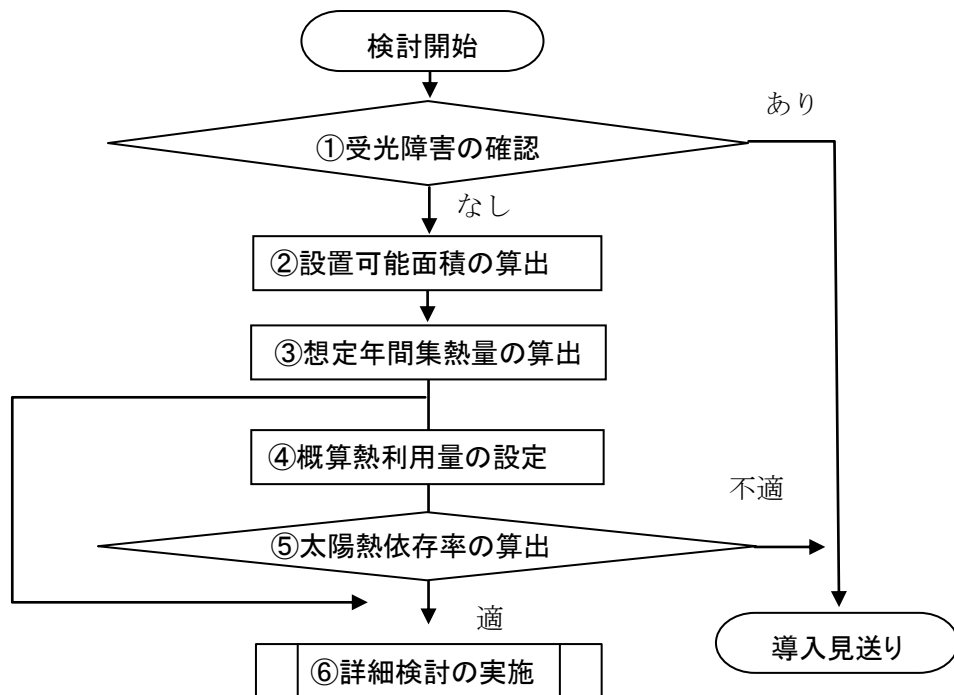
- ・太陽熱依存率が低くても導入適性がある(省エネ、省コストになる等) ケースもあることに留意する)
- ・事務所や工場など給湯需要が多くない施設は導入に不向きなことが多いが、ボイラーの補助熱源として使用する方法がある。(ボイラーへの給水を加熱するとその分省エネになる)

5. 資料編

(6) 経済性の検討

- ・機器の期待寿命は、地域や使用状況によって異なるが、定期点検を行い消耗品の交換等をした場合、15～20 年とされており、メンテナンスコストを含めてトータルの光熱費削減効果と比較検討する。

[太陽熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 集熱器の設置予定場所の受光障害の有無を確認する。 [条件；設置スペースに9：00～15：00に日影が生じないこと]	受光障害 あり ・ なし
② 集熱器の設置が可能な面積を算出する。 [算定式；設置可能面積(m ²)＝屋上面積(m ²)－使用不可面積(m ²)] (又は壁面設置面積)	設置可能面積 m ²
③ 設置可能面積から想定年間集熱量を算出する。 [算定式；想定年間集熱量(MJ/年) ＝設置可能面積(m ²)×単位面積当たり平均集熱量2,176 MJ/m ² ・年]	想定年間集熱量 MJ/年
④ 給湯・暖房負荷を勘案し、必要な概算熱利用量を設定する。 (個別式給湯を前提とする場合は、直接⑥へ。ベランダ設置型や 業務用小型ユニットタイプ等の導入可能性について適宜検討)	太陽熱利用設備の対象負荷 ☐ 給湯(中央式・個別式) ☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ その他 ----- 概算熱利用量 MJ/年
⑤ 想定年間集熱量と概算熱利用量から太陽熱依存率を算出する。 [算定式；太陽熱依存率(%)＝想定年間集熱量(MJ/年)÷概算熱利用量(MJ/年) ×100] (導入適否の目安；太陽熱依存率 10%以上)	太陽熱依存率 % ----- 適 ・ 不適
⑥ 導入に向けて具体的な検討を行う。 導入検討の目安(参考)： ・ 給湯利用の場合、一般には年間を通して太陽熱を余らせない 範囲で設置されることが多い。 ・ 太陽熱依存率が低くても導入適正がある場合もある。 導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	導入する ・ 導入しない (導入を予定する場合) パネル面積 m ² 想定年間集熱量 MJ/年 ----- 導入しない理由(複数選択可) ☐ 受光障害 ☐ 設置場所困難 ☐ 躯体荷重 ☐ 費用負担大 ☐ 現在は見送り将来対応 ☐ その他()

風力発電設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・風況は、地形条件によって大きく変化することがあることから、対象地域の地形条件や周辺建物の状況について可能な限り把握する必要がある。また風車の運転に支障を及ぼす可能性のある特徴的な気象条件（落雷、台風等）及び風車建設に関係する地盤条件についても確認する必要がある。
- ・設備運転時の騒音や電波障害などに留意する必要がある。

(2) 設置場所

- ・気象庁等の風況観測データを確認し、地上高30mにおける年間平均風速6m/s以上の場所に設置する。

(3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、建築基準法や道路法など、設備の規模や設置場所等に応じて様々な法律が関係することから、関連法規を確認する必要がある。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の風況データ、気象データ、地形図、開発事業計画、都市計画等を確認する。

(2) 風況の確認

- ・近傍の風力を利用するのに十分な風況であるかを確認する。
- ・発電機設置予定地域について、気象庁等風況観測を行っている機関による風況データを確認し、年間を通じて、地上高30mにおける年間平均風速6m/s以上（または地上高10mにおける月平均風速が5m/s以上の月が4～5ヵ月以上）あれば、風況条件は「適」と判断する。

(3) 風車の選定

- ・風力発電の風車はその定格容量から「大型風車：1000kW以上」、「中型風車：50～1000kW未満」、「小型風車：1～50kW未満」、「マイクロ風車：1kW未満」に分類される。
- ・調達可能予算、系統連系する送・配電線の状況（距離、容量、主要負荷等）を基に風車の総出力規模の想定を行う。総出力規模、設置可能スペースに基づき、風車の規模と台数を決定する。
- ・想定した風車規模の発電機について、風力発電システムの仕様、年間発電量、見積等を確認し、風車の機種を選定する。

(4) 発電見込量の算出

- ・風況データと想定風車の仕様から、年間の発電見込量を算出する。

$$\text{発電見込量(kWh/年)} = \sum (\text{風速階級別発電出力(kW)} \times \text{風速階級別出現率} \times 8,760(\text{h/年}))$$

(5) 導入適否の判断

- ・発電見込量と想定風車の定格出力から年間の設備利用率を算出し、導入の適否を判断する。

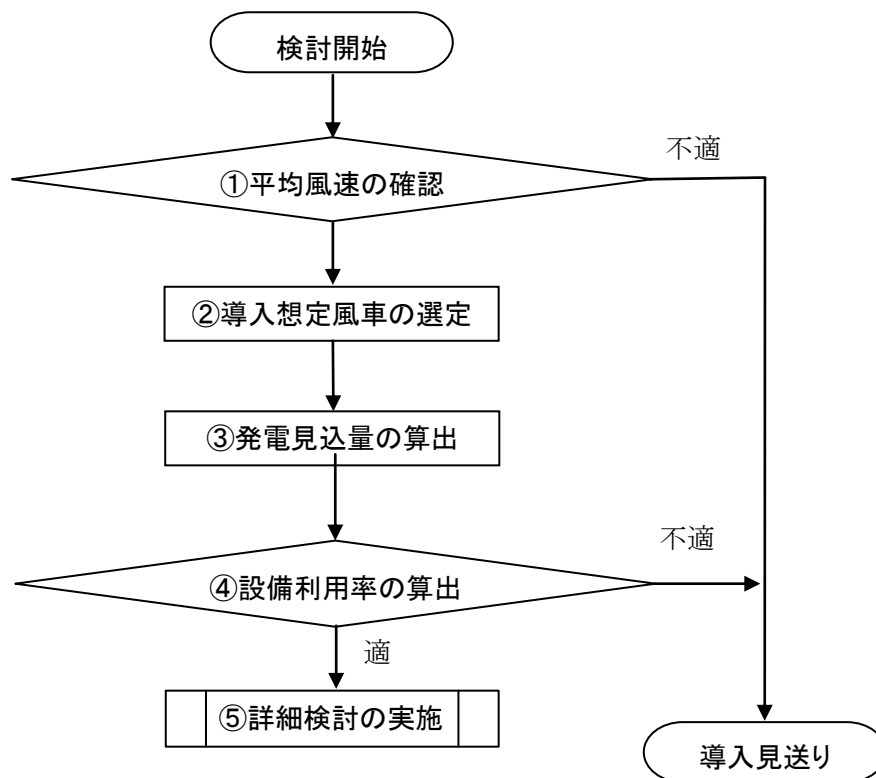
$$\text{設備利用率(\%)} = \text{発電量(kWh/年)} / (\text{定格出力(kW)} \times 8,760(\text{h/年}))$$

5. 資料編

(6) 経済性の検討

- ・風力発電の経済性は発電コストで評価され、一般に発電コストは年間経常費（建設コスト×年経費率+メンテナンスコスト）を年間発電量で除したもので算出される。
- ・売電単価 10 円/kWh とした場合、風力発電の損益分岐点としては、建設コスト 20 万円/kW で年平均風速約 6 m/s が 1 つの目安となる。

[風力発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 発電機設置予定地域の風況データを把握し、平均風速を確認する。 【条件；年間平均風速 6 m/s 以上であること】	平均風速 m / s 風況条件 適 ・ 不適
② 導入が想定される風車を選定し、その仕様を把握する。	定格出力 k W
③ 風況データと想定風車の仕様から、年間の発電見込量を算出する。 発電見込量(kWh/年) = Σ (風速階級別発電出力(k W) × 風速階級別出現率 × 8,760(h/年))	発電見込量 k W h / 年
④ 発電見込量と想定風車の定格出力から年間の設備利用率を算出し、導入の適否を判断する。 【条件；設備利用率が 20%以上であること。】 設備利用率(%) = 発電見込量(kWh/年) / (定格出力(kW) × 8,760(h/年))	設備利用率 % 適 ・ 不適
⑤ 導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

バイオマス発電・熱利用設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・設備運転時の臭気や騒音などに留意する必要がある。

(2) 設置場所

- ・バイオマス利用設備は一種のプラントであるため、設置には一定程度の空間が必要となる。また、収集したバイオマスを貯蔵するヤードやピット、サイロなどが必要になる場合がある。
※必要な設置面積については、採用するバイオマス利用設備の種類、規模で異なるため、事業化検討の過程で考慮する必要がある。

(3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、規模やエネルギー資源の種類に応じて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など様々な法律が関係することから、関連法規を確認する必要がある。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

(2) バイオマス供給体制の確立

- ・バイオマス供給可能施設と、供給可能量を把握し、年間を通じて安定供給が可能か確認する。
食品残渣供給元：給食センター、食品を扱うスーパー・ショッピングセンター等
木質バイオマス供給元：木材加工センター、造園業者等（木材の端材や間伐材、剪定枝を利用）
- ・バイオマス発生場所からの搬入路を確認する。

(3) 付属設備設置場所の確認

- ・バイオマスを貯留し、前処理を行うための設備（ヤードやピット、サイロなど）を設置するスペースを確保する。
※バイオマスの種類や利用設備によって必要な前処理が異なる。

(4) 設備の運転管理体制の整備

- ・バイオマス利用設備の運転管理、メンテナンスを行う体制を整備する。

(5) 周辺環境に対する対策検討

- ・設備の運転に伴い発生する、排水、排ガス、騒音・振動、臭気等の処理対策を立案する。

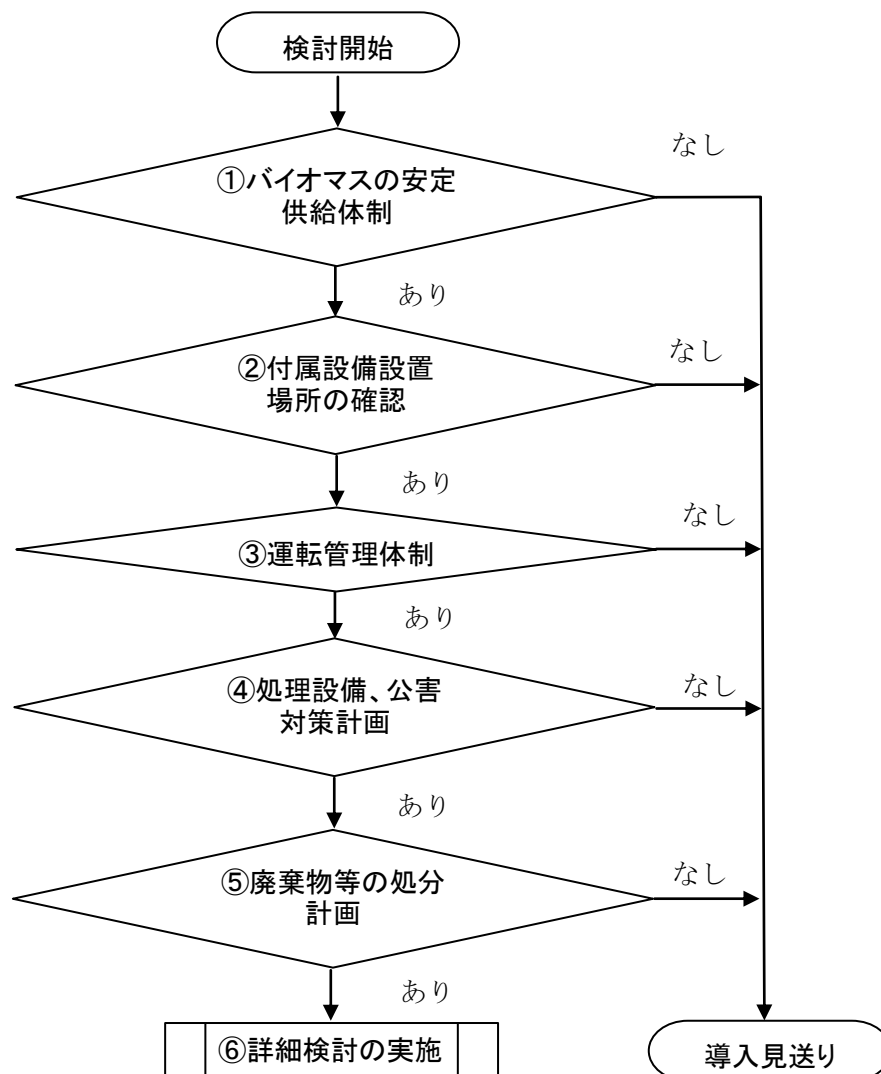
(6) 廃棄物等の処理対策の検討

- ・設備の運転に伴い発生する、廃棄物、不要残渣、焼却灰等の適正な処理/処分計画を策定する。

(7) 経済性の検討

- ・バイオマス利用設備については、20～30年程度利用可能であり、導入検討する建物の残年数（構造上の寿命や事業計画を含む）と比較し、導入すべきかどうかを検討する。

[バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 利用可能なバイオマス(食品残渣、木質チップなど)の安定供給体制を確立する。	安定供給体制 あり ・ なし
② バイオマスの貯蔵ヤード、サイロ等の設備を併設する敷地を確保する。	付属設備設置場所 あり ・ なし
③ 設備の運転管理体制を整備する。	管理体制 あり ・ なし
④ 設備運転に伴い発生する排水、排ガス、臭気等の処理設備の設置や騒音、振動対策計画を策定する。	処理設備設置等の対策 あり ・ なし
⑤ 廃棄物、不要残渣、焼却灰等の適正な処理/処分計画を策定する。	廃棄物等の処分計画 あり ・ なし
⑥ 上記のすべてを満足する場合に導入に向けて具体的な検討を行う。導入が可能であっても導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

水力発電設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・地形、地質、水利権等の現地条件、対象水路の流量、落差（取水位と放水位の標高差）、変動の有無等の水理条件等に留意する必要がある。

(2) 設置位置

- ・溪流を利用する発電計画では、溪流の湾曲部や河川勾配の急な区間等、短い水路で高い落差が得られる場所に設置することとする。

(3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、設置場所に応じて、河川法や自然公園法その他関連法規を確認する必要がある。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、開発事業計画や都市計画、地形図等を確認する。

(2) 利用可能な水路の確認

- ・河川流量、水路等施設図等の資料を確認し、当該地点で発電に利用できる流量データ、落差を把握し、発電設備の設置候補地点を選定する。

(3) 付属設備設置場所の確認

- ・一般に土木設備としては、取水設備、導水路、水槽、水圧管路等の構造物が必要となる。また電気設備としては、水車、発電機、その他制御盤等の電気機器が必要となる。これらの設備を設置するスペースを確保する。

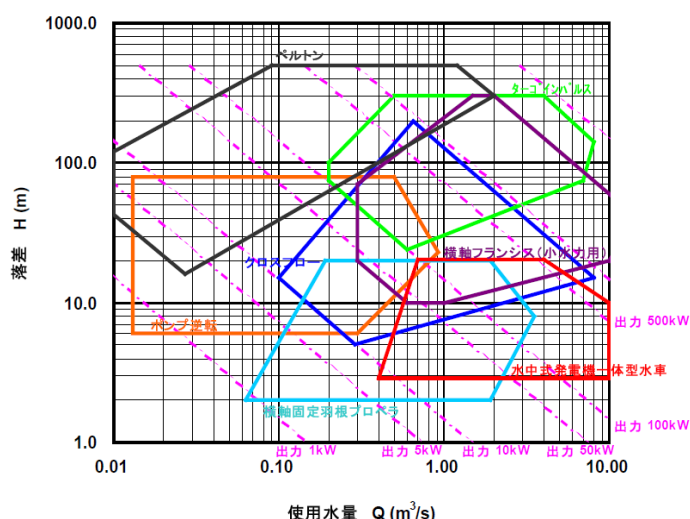
(4) 水路の平均流量及び落差の確認

- ・発電可能量を把握するため、水路の平均流量と落差を測定する。

(5) 水車の選定

- ・水量と落差から、導入可能な水車を選定する。

出典：「マイクロ水力発電導入ガイドブック」
（平成 15 年 3 月 NEDO）より「水車の適用範囲」



(6) 発電機の平均出力を算出

- ・対象水路の流量と落差から発電機の平均出力を算出する。

$$\text{平均出力 (kW)} = \text{平均流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{落差 (m)} \times 9.8 (\text{m/s}^2) \times 1,000 (\text{kg/m}^3) \times \text{総合効率 (0.65)} \times 10^{-3}$$

(7) 導入適否の判断

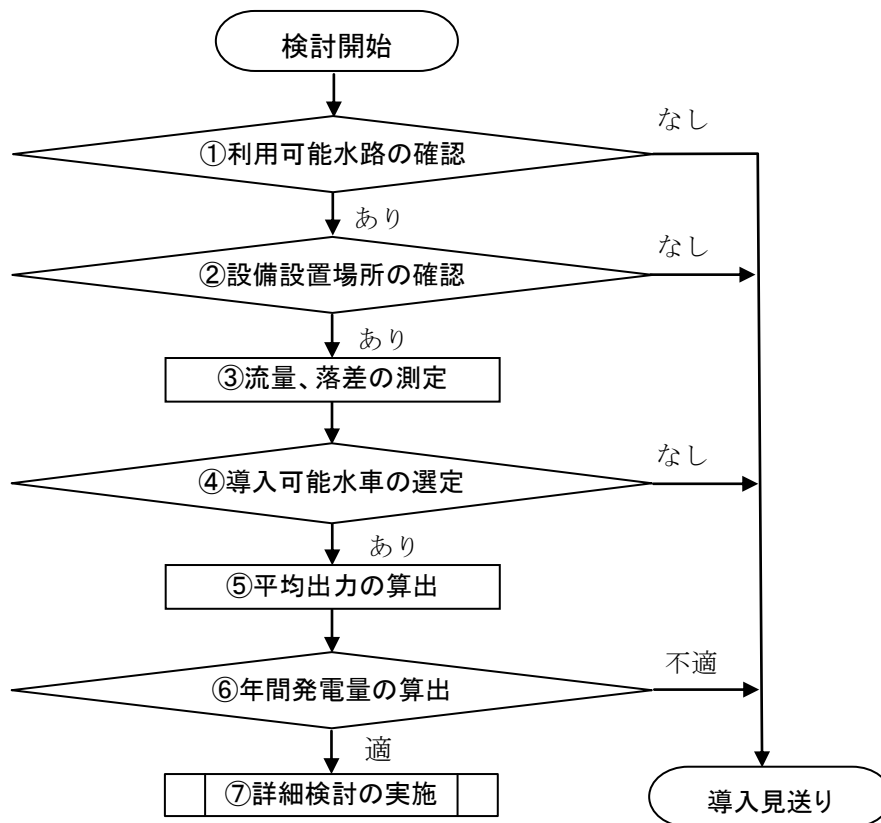
- ・発電見込量を算出し、導入の適否を判断する。

$\text{年間発電量(kWh/年)} = \text{平均出力(kW)} \times 8,760(\text{h/年}) \times \text{稼働率}(0.9)$

(8) 経済性の検討

- ・水力発電の経済性は、発電コストで評価され、一般に発電コストは年間経常費（建設コスト×年経費率+メンテナンスコスト）を年間発電量で除したもので算出される。
- ・上記で算出した発電原価が電力会社からの売電料金（10 円/kWh など）を下回ることが必要である。

[水力発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
①利用可能な水路(自社で管理しているもの)があるか確認する。 【条件；流量の日変化、年変化が少なく、水路から施設までの距離が200m以内であること。】	利用可能水路 あり ・ なし
②水車、発電機及び付属設備の設置スペースの有無を確認する。	付属設備設置場所 あり ・ なし
③水路の平均流量と落差を測定する。	平均流量 m ³ /s ----- 落差 m
④流量と落差から導入可能な水車を選定する。	導入可能水車 あり ・ なし
⑤流量と落差から発電機の平均出力を算出する。 平均出力(kW) = 平均流量(m ³ /s) × 落差(m) × 9.8(m/s ²) × 1,000(kg/m ³) × 総合効率(0.65) × 10 ⁻³	平均出力 kW
⑥平均出力から年間発電量を算出し、導入の適否を判断する。 年間発電量(kWh/年) = 平均出力(kW) × 8,760(h/年) × 稼働率(0.9)	年間発電量 kWh/年 ----- 適 ・ 不適
⑦導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

温度差熱利用設備導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・外気と温度差のある、河川、地下水等の水温や地中熱等を熱源とするため、熱源と熱供給プラント（温度差熱エネルギーを冷暖房等を利用するための施設：ヒートポンプ、熱交換器等）との距離、位置関係に留意する。
- ・地下に熱供給プラント等を設置する場合には、予め地下埋設物の状況を確認するとともに、掘削工事における騒音発生等に留意する必要がある。

(2) 設置場所

- ・ヒートポンプの本体は機械室などに設置する。
- ・地中熱交換井等の地下利用設備の埋設には一定の敷地を必要とするため、十分な地下空間を確保する必要がある。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

(2) 熱源の存在の確認

- ・温度差エネルギーとして利用可能な熱源（地中熱、河川水、地下水、温泉水等）の存在を確認する。

(3) 熱交換器の設置可能スペースを確認

- ・熱交換器の設置可能なスペース、熱源からの配管経路を確認する。
※地中利用の場合、地下道、トンネル等の地下構造物が存在する場合には、熱交換器（地中熱交換井など）の設置は不可能である。

(4) 採熱量の設定（年間熱需要と最大熱負荷の想定）

- ・導入施設における給湯・冷暖房等による熱負荷を勘案し、採熱量を設定する。
- ・年間熱需要量だけでなく、季節変動を考慮し、最大熱負荷に対応できるよう留意する。

業務用施設の場合；

熱需要（MJ）＝床面積（㎡）×業務用エネルギー消費原単位（1,580MJ/㎡）※

※ 業務用エネルギー消費原単位は、「平成 20 年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書 2009）（資源エネルギー庁）を参照

(5) 熱交換器等使用機器の規模の設定

- ・採熱量から熱交換器、ヒートポンプ等使用機器の規模を設定する。

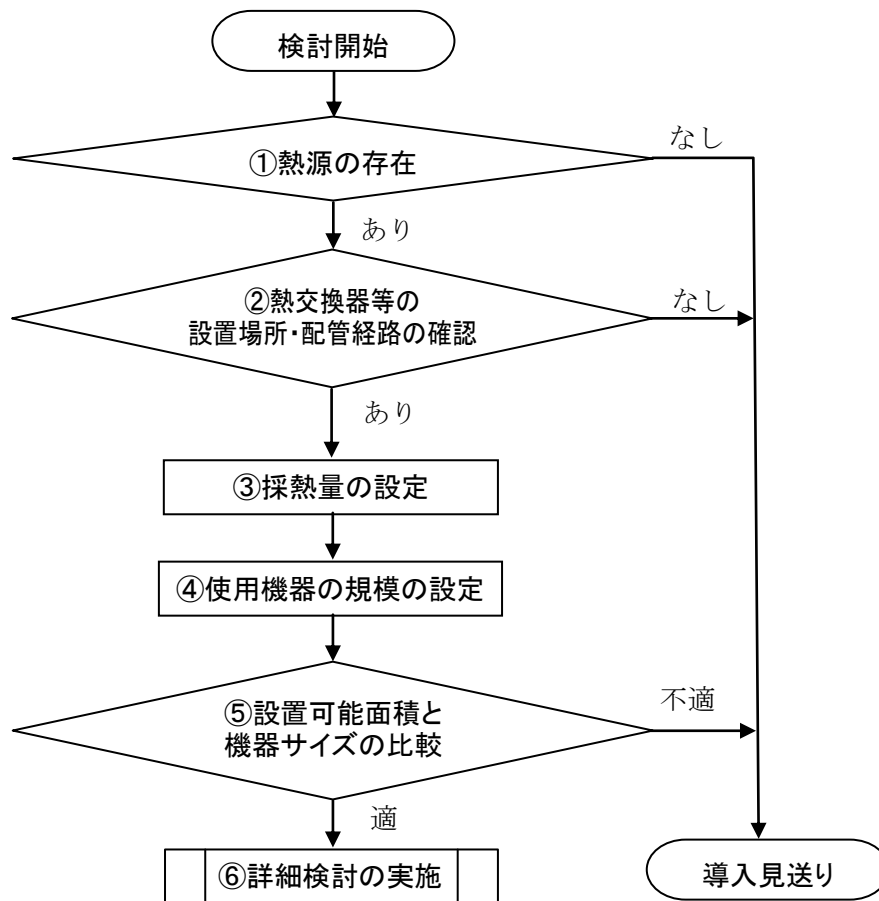
(6) 導入適否の判断

- ・使用機器の規模と設置可能スペースを比較し、導入の適否を判断する。

(7) 経済性の検討

- ・温度差熱エネルギーの利用には、そのための建設工事が必要となり、熱源の種類、熱源と利用施設との距離等により、工事費やランニングコストが大きく変動するため留意が必要である。
- ・地中熱利用の場合、掘削を伴う建設費用がかかるものの、地中熱交換井は 50 年以上利用可能（ヒートポンプは 15 年程度で更新）であり、導入検討する建物の残年数（構造上の寿命や事業計画を含む）と比較し、導入すべきかどうかを検討する。

[温度差熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
①温度差エネルギーとして利用可能な熱源の存在を確認する。 【条件；近傍に河川または温泉が存在すること。地中熱利用の場合も地下水が豊富であることが必要】	熱源 あり ・ なし
② 熱交換器の設置可能スペース、配管経路を確認する。	設置箇所 あり ・ なし
③ 利用施設の用途、給湯・冷暖房負荷を勘案し、採熱量を設定する。	採熱量 年間： MJ/年 最大熱負荷量： MJ/h
④ 採熱量から熱交換器、ヒートポンプ等使用機器の規模を設定する。	熱交換器 kW ヒートポンプ MJ/h
⑤ 使用機器の規模と設置可能スペースを比較し、導入の適否を判断する。	適 ・ 不適
⑥導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

建築物躯体の工夫による室内環境調節設備(パッシブシステム)導入検討

1. 導入検討時の留意点

(1) 周辺環境

- ・日射条件や風況は、地形条件や季節、時間により大きく変化することがあることから、地形や気象条件、周辺建物の状況について可能な限り把握する。また南側に他の建築物が建築される場合など、後に日射条件が悪化する可能性があるため周辺建物の建築計画も確認する必要がある。
- ・地中熱利用は地下の状況に影響されるため、地下構造物の有無や地下水位などに留意する。

(2) 関連法規等

- ・設備の形状が建築物の躯体構造や規模に直接影響するため、建築基準法その他関連法規を確認する必要がある。

2. 導入検討チェックシートによる検討

(1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の風況データ、気象データ、地形図等を確認する。
- ・建物の用途に相応しい室内環境を得るために、利用できる光、日射熱、地中熱、風等の気候要素を選定し、建物の構造上の工夫によってどのレベルまで室内環境の目標を達成できるかを検討する。また、季節や時間により、利用する気候要素と排除する気候要素が逆になる場合、排除の手法を合わせて検討する必要がある。

(2) 周辺環境の確認

- ・**自然光利用設備**：地形や周辺建物の状況を調査し、安定した日照が得られるかを確認する。
- ・**日射熱利用設備**：地形や気象、周辺建物の状況について調査し、安定した日照が得られるかを確認する。また、終日および年間の日照データを調査し、年間を通じて利用可能な日照量を把握する。
- ・**地中熱利用設備**：土の成分や含水率を調査し、熱伝導率や比熱を確認する。また、設備設置工事の障害となる地下埋蔵物や地下水の有無を調査する。
- ・**自然換気設備**：地形や気象状況を調査し、風向や風速の状況を把握する。また、直接建物内に外気を導入するにあたり周辺に騒音やばいじんの発生がないか確認する。

(3) 建物形状の確認

- ・**自然光利用設備**：各室の窓の他、アトリウム、ライトシェルフなど、直接・反射の光を建物内に導入できる建物形状が可能な計画か検討する。また、ガラスやブラインドなど有効に自然光を採り入れられる性能を持つ建築材料の選定も必要である。
- ・**日射熱利用設備**：集熱部分の窓が日射を十分得られる場所に設けられ、蓄熱のための壁や床などが設置できる計画が可能な計画か検討する。また、夏期の冷房負荷を軽減するため、窓に庇やルーバーを設け日射を遮蔽する計画も検討する必要がある。
- ・**地中熱利用設備**：クールヒートチューブなどは地下設備の設置場所が必要である。また、地下を蓄熱槽として利用する場合は断熱や結露の対策を検討する。
- ・**自然換気設備**：建物の配置や屋根、庇などが風の利用をコントロールできる形状であり、2方向の開口を設け、建物内に通風のための換気経路を確保できる計画が可能な計画か検討する。換気塔やソーラーチムニーのほか、アトリウム頂部を開放し自然換気を促すこともできる。

5. 資料編

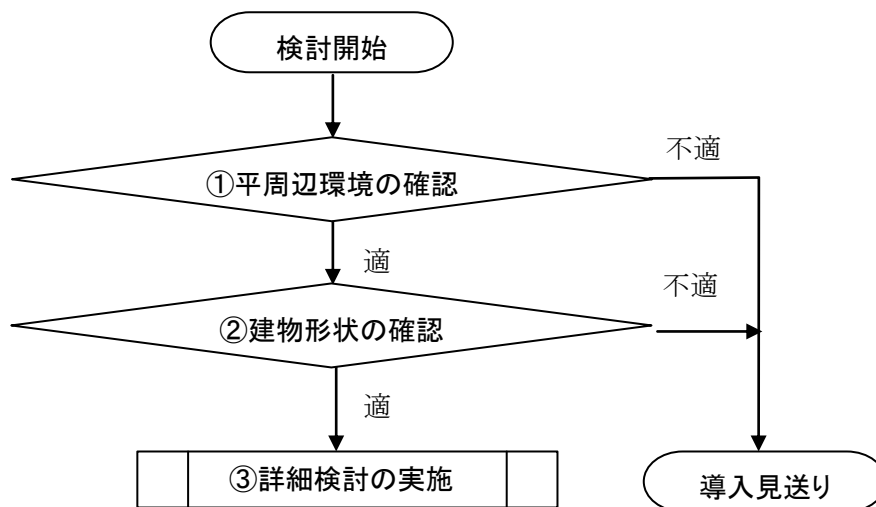
(4) 導入適否の判断

- ・建物の形状やパッシブシステムで得られる室内環境が建築物の用途に相応しいものか検討し、導入の適否を判断する。

(5) 経済性の検討

- ・一般にパッシブシステムの経済性は光熱費削減効果で評価される。システム導入に伴う費用は、新築の建設費増加として表れるが、建設コスト増加分が（年間光熱費削減額×建築物の利用年数）を下回ることが必要である。

[パッシブシステム導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 周辺環境がパッシブシステム導入に適しているかを確認する。 【自然光利用設備；周辺に遮蔽物がなく、安定した日照が得られること】 【日射熱利用設備；周辺に遮蔽物がなく、安定した日照が得られること】 【地中熱利用設備；地下水位が低いこと】 【自然換気設備；周辺に遮蔽物がなく、風通しがよいこと。周辺に騒音やばいじんの発生がないこと】	周辺環境条件 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適
② 建物形状がパッシブシステム導入に適しているかを、確認する。 【自然光利用設備】 【日射熱利用設備】 【地中熱利用設備】 【自然換気設備】	建築物形状条件 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適
③ 導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

コージェネレーションシステム導入検討

1 導入検討時の留意点

エネルギー消費効率の高いコージェネレーションシステムとして、天然ガスコージェネレーションシステムの導入を検討する。

(1) 関連法規の確認

- ・天然ガスコージェネレーションシステムの導入にあたっては、規模や種類によっては、電気事業法など関連法規を確認する必要がある。

2 導入検討チェックシートによる検討

(1) 都市ガス供給の確認

- ・都市ガス（天然ガス）の供給地域（または供給予定地域）であることを確認する。

(2) 建物用途等の確認

- ・建設される予定の建物用途を確認し、導入の適否を判断する。

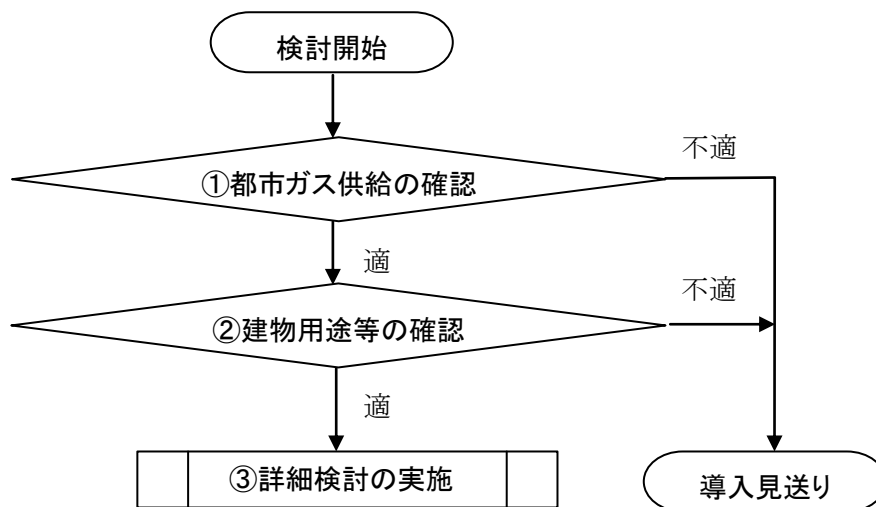
＜導入適否の目安＞

建物の用途が、ホテルまたは病院（省エネ法上の用途）であること。

(3) 詳細検討の実施

- ・（２）の建物用途等の確認で、「適」と判断された場合には、導入に向け、省エネルギー効果や経済性を含めた総合的な観点からの検討を行う。
- ・経済性の検討にあたっては、設備の期待耐用年数を 15 年として、設備費、運用コスト、メンテナンス費用等を含めて比較検討を行う。ただし、耐用年数について、メーカー等が示しているものがあれば、そちらの数値を使用してもよい。

[天然ガスコージェネレーションシステム導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 都市ガスの供給地域または供給予定地域かどうかを確認する。	供給（予定） あり ・ なし
② 建物用途等を確認し、導入の適否の判断をする。 【目安：ホテルもしくは病院の建設を予定】	☐ ホテル ☐ 病院 ☐ 該当なし
③ 導入に向けて具体的な検討を行う。②の用途で「該当なし」以外の場合であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	導入する ・ 導入しない （導入を予定する場合） 定格出力（合計） kW 想定年間発電量 kWh 導入しない理由（複数選択可） ☐ 省エネルギー効果小 ☐ 費用負担大 ☐ 現在は見送り将来対応 ☐ その他（ ）

5. 資料編

参考資料

- ・「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（基礎編）」（平成 20 年 3 月、NEDO）
- ・「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）」（平成 22 年 3 月、NEDO）
- ・「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」（平成 21 年 3 月、東京都）
- ・社団法人ソーラー振興協会 HP
- ・「風力発電導入ガイドブック」（平成 20 年 2 月、NEDO）
- ・「新エネルギー導入ガイド 企業のための風力発電導入 AtoZ」（平成 19 年 3 月、NEDO）
- ・「マイクロ水力発電導入ガイドブック」（平成 15 年 3 月、NEDO）
- ・「風力発電・小水力発電導入可能性事業報告書」（平成 20 年 2 月、長野市）
- ・「平成 20 年度エネルギーに関する年次報告」（平成 21 年 5 月資源エネルギー庁）

建築物温暖化対策計画書制度マニュアル

平成 28 年 10 月

発行・編集 神奈川県 環境農政局
環境部環境計画課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話:045-210-4083 FAX:045-210-8952